

境港市国民保護計画



【平成30年度変更】

境港市国民保護協議会

はじめに

この計画は、恒久の平和を願う境港市が、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。）等の関連する法律とジュネーブ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態等）が発生した場合に、本市内にいる全ての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

本市は、県及び関係する機関と連携し、当計画を基本にして、住民を守るための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）を臨機応変に行います。

住民の皆さんには、この計画の目的をよく理解していただき、自主的に必要な協力をお願いします。

国民保護に関する基本的方針

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、次の事項に留意し、国民保護措置に関する基本方針とします。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(1) 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

法の下での平等	憲法第14条
苦役からの自由	憲法第18条
思想及び良心の自由	憲法第19条
表現の自由	憲法第21条
その他基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

(2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条
	物資の売渡しの要請等	法第81条

	医療の実施の要請等	法第 8 5 条
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第 1 0 2 条
	警戒区域の設定	法第 1 1 4 条
	放射性物資等により汚染された物の移動等の制限	法第 1 0 8 条
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第 1 2 5 条

2 国民の権利利益の迅速な救済（法第 6 条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 訳	関係法条項等
損失補償 (法第 1 5 9 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事	法第 8 1 条第 2 項
	特定物資の保管命令に関する事	法第 8 1 条第 3 項
	土地等の使用に関する事	法第 8 2 条
	応急公用負担に関する事	法第 1 1 3 条第 3 項
	車両等の破損措置に関する事	法第 1 5 5 条第 2 項において準用する災対法第 7 6 条の 3 第 2 項後段
損害補償 (法第 1 6 0 条)	国民への協力要請によるもの	法第 7 0 条第 1 項・第 3 項、第 8 0 条第 1 項、第 1 1 5 条第 1 項、第 1 2 3 条第 1 項
不服申立てに関する事		法第 6 条、第 1 7 5 条
訴訟に関する事		法第 6 条、第 1 7 5 条

※ 市は、これらの手続に関連する文書について、境港市役所処務規程に基づき設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長します。

3 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮（法第 7 条）

- (1) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (2) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮
- (3) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

4 国民に対する情報提供（法第 8 条）

市は、武力攻撃事態等においては、市域の国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

5 関係機関相互の連携協力の確保

市は、平素から国、県、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関などと、相互の連携体制の整備に努めます

6 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めます。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等（以下、「要配慮者」という。）の保護について留意します。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

8 個人情報の保護

市は、あらかじめ個人情報保護指針、マニュアルを作成し、個人情報の保護に留意します。

国民保護措置を行う人の安全確保

1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。（事態対処法第17条）

2 安全配慮義務

市は、市が実施する市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。（法第22条）

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。また、武力攻撃が予測される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、 第79条
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条

5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

3 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

(1) 生活関連等施設の安全確保

市は、市の区域内の生活関連等施設について、県、境港警察署、西部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

(2) 生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

市は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

(3) 細部については、以下を参照してください。

ア 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1) 武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設
イ 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、イ 生活関連等施設の安全確保

この計画の対象とする事態

弾道ミサイルやゲリラ・特殊部隊による低強度紛争（LIC）などの「新たな脅威」が高まっており、この計画では、これら新たな脅威への対応についても計画しています。

他方、見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などが生起する可能性は低下していると思われませんが、将来の予測し難い情勢変化への備えとして、大規模避難の最も基盤的な部分についても計画し、国の大規模避難に関する総合的な方針に基づく避難措置の指示に、市として備えます。

この計画の使用にあたって

大規模なテロにおいては、この計画の「武力攻撃事態等」を「緊急対処事態」に、「国民保護措置」を「緊急対処保護措置」に読み替えて使用してください。（国際的な活動及

び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。)

計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起こり、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、境港市地域防災計画、境港市地域防災計画（原子力災害対処編）等を準用します。

事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ主動的に対策を行うことが必要です。

このため、この計画につきも、随時必要な修正を行っていきます。

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、つぎのとおりです。

1 地域等の標記

用語等	定 義	備 考
市町村	鳥取県に属する全市町村	
鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）	法第52条
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村（武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む）	法第119条 「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」 は使用しない。

2 機関名等の標記

用語等	定 義	備 考
市	境港市	
県	鳥取県	
公安委員会	鳥取県公安委員会	
警察	鳥取県警察	
警察本部	鳥取県警察本部	
消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
国対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法第10条、第23条
国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置された機関	
県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
市対策本部	境港市国民保護対策本部	法第27条
県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法第183条
市緊急対策本部	境港市緊急対処事態対策本部	法第183条
国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条

受入本部	避難先で避難する主体	
国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法第11条
県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法第28条
市対策本部長	境港市国民保護対策本部長	法第28条
指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
NTT西日本	西日本電信電話株式会社	
NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
NTTドコモ中国	株式会社NTTドコモ中国支社	
県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
山陰放送	株式会社山陰放送	
山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	

県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

用語等	定 義	備 考
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	法第1条に同じ
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	必要な場合「国民保護法」
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	
災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	
買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	
自治法	地方自治法（昭和22年法律第67号）	
国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
警職法	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	
感染症法	感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	
生物兵器禁止法	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）	
化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	
特定公共施設利用	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利	

法	用に関する法律（平成16年法律第114号）	
---	-----------------------	--

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

用語等	定義	備考
市長	境港市長	
事務局	境港市国民保護対策本部開設時設置される事務局	1 国民保護対策本部開設時に各種対策等を実施する基本単位 2 以降、本計画における業務、処置等の実施単位として使用する。
総務部 ※各部所属以外の室・事務局を含む	総務課、秘書課、財政課、地域振興課、出納室、議会事務局、監査委員会事務局（以下「監査事務局」と記載）、選挙管理委員会事務局（以下「選管事務局」と記載）	
市民生活部	市民課、環境衛生課、税務課、収税課	
福祉保健部	福祉課、長寿社会課、子育て支援課、健康推進課	
産業部	観光振興課、農政課、水産商工課、農業委員会事務局（以下「農委事務局」と記載）	
建設部	管理課、都市整備課、建築営繕課、下水道課、	
教育委員会事務局 （以下、「教委事務局」と記載。）	教育総務課、生涯学習課	
知事	鳥取県知事	
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
NBCR兵器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)及び放射線(Radiological)兵器	
対処基本方針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第22条
基本指針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
県国民保護計画	鳥取県国民保護計画（平成29年6月）	法第34条
市国民保護計画	境港市国民保護計画	法第35条
国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対象報第2条
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行	事態対処法第22条

	為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの	
災害	武力攻撃災害、緊急処理事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる	法第139条
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる	法第141条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置（国民保護のための措置）	法第2条では「国民の保護のための措置」
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基	法第172条

	づいて実施する措置	
武力攻撃災害 対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
情報要求	この時点で必要とされる情報	
避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない。
被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条「被災住民」は使用しない。
避難住民等	避難住民及び被災者	
集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するため、知事等が提供する施設	法第75条
義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
自主防災組織	災対法第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条に同じ
CATV事業者	放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条6号の有線テレビジョン放送事業者	
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条「避難物資」、「防災物資」は使用しない。
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。）	法第81条では「救援の実施に必要な物資」

特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
医薬品	医薬品医療機器法第2条第1項の医薬品	法第92条
医療機器	医薬品医療機器法第2条第4項の医療機器	法第92条
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法第99条
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、政令で定めるもの。	法第102条
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるもの	法第103条
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法第105条
核燃料物質	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号の核燃料物質	法第106条
避難経路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない。
防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体（県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定（地方）公共機関）	
警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者	災対法第49条の10、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府作成）
避難退域時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	

簡易除染	身体の表面（衣類や皮膚等）に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において、簡単に実施することのできる簡易な除染	
------	---	--

目次

本冊

はじめに

- 国民保護に関する基本的方針
- 国民保護措置を行う人の安全確保
- この計画の対象とする事態
- この計画の使用にあたって

用語集

計画本文

関連する計画等 1

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

- 1 この計画が対象とする事態 1
 - (1) 武力攻撃事態等の想定
 - (2) 緊急処理事態（大規模テロ）の事態例
 - (3) 各事態における避難方法と避難住民数
- 2 国民保護実施の体制 8
- 3 市の地域特性が国民保護に及ぼす影響 9
 - (1) 地形
 - (2) 気象
 - (3) 交通
 - (4) その他
- 4 国民保護実施に必要な情報 11

第2章 国民保護措置の概要

- 1 方針 12
- 2 実施要領 12
 - (1) 段階区分
 - (2) 避難
 - (3) 救援
 - (4) 武力攻撃に伴う被害の最小化
 - (5) 国民生活の安定に関する措置
- 3 避難、救援等の措置を実施するにあたり必要な資料 27

第3章 国及び関係機関の事務又は業務	
1 国及び関係機関の事務又は業務	28
(1) 市	
(2) 県	
(3) 地方公共団体	
(4) 指定地方行政機関	
(5) 自衛隊	
(6) 指定公共機関	
(7) 指定地方公共機関	
(8) 総合調整機能	
2 事務の委託等	37
(1) 事務の委託	
(2) 救援事務の市への委任と日本赤十字社の協力	
3 事務の代行	38
(1) 知事による市事務の代行	
(2) 事務の代行区分	
第4章 国民保護措置の基本的な実施内容	
1 補給支援	39
(1) 補給	
(2) 補給支援組織の構成	
(3) 補給品	
(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保	
2 運送	44
(1) 運送の一般的要領	
(2) 運送手段	
(3) 運送能力・運送必要量の概算	
(4) 運送に関する計画	
(5) 運送の実施	
(6) 避難行動要支援者の運送	
3 衛生	51
(1) 衛生支援組織の構成	
(2) 治療、搬送	
(3) 防疫	
(4) 医療の確保	
(5) 健康管理	
(6) 廃棄物処理	
4 施設	55
(1) 市が管理する施設及び設備の整備、点検等	
(2) 建物	
(3) 土地	
(4) 避難施設の指定、管理	

(5) 復旧等	
5 財政措置等	61
(1) 予算	
(2) 財務会計に関する事項	
(3) 公的徴収金の減免措置等	
(4) 損失補償等	
(5) 損害補償	
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等	
6 備蓄、救援物資	64
(1) 備蓄	
(2) 救援物資の取扱い	
7 人に関すること	66
(1) 職員の派遣とあっせん	
(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い	
8 関係機関との連携	68
(1) 応援要請	
(2) 県との連携	
(3) 他の市町村等との連携	
(4) 警察との連携	
(5) 消防との連携	
(6) 自衛隊への国民保護等派遣の要請	
(7) 応援要求	
(8) 市町村への応援	
(9) 指定（地方）公共機関への措置要請等	
(10) 現地調整所の設置	
(11) 相互応援協定の整備	
9 情報の提供と相談窓口	76
(1) 実施要領	
(2) 情報の提供	
(3) 相談窓口	
(4) 実施体制	
第5章 国民保護対策本部等、通信	
1 市国民保護対策本部	79
(1) 組織	
(2) 対策本部の所掌事務	
(3) 対策本部の設置	
(4) 設置場所	
(5) 本部長の権限等	
(6) 現地対策本部	
(7) 対策本部の運営及び警戒	

(8) 対策本部の移転	
(9) 対策本部の記録	
(10) 現地調整所	
2 職員等の活動体制	85
(1) 市職員の配備体制基準	
(2) 市職員の動員計画	
(3) 初動体制	
3 県の対策本部等	88
(1) 県対策本部と国及び関係機関の連携	
(2) 県対策本部	
(3) 関係機関	
4 市緊急対策本部	89
5 通信	89
(1) 通信連絡の系統図	
(2) 通信運用	
(3) 通信組織の構成、維持、運営	
(4) 通常時の情報伝達手段	
(5) 非常通信	
第6章 その他	
1 住民、事業所等の協力等	96
(1) 住民の協力	
(2) 公共的団体の取組	
(3) 住民に期待する取組み	
(4) 自主防災組織等に期待する取組み	
(5) 事業所等に期待する取組み	
(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項	
2 普及啓発	100
(1) 住民への啓発	
(2) 自主防災組織への支援	
(3) ボランティアへの支援	
(4) 啓発の手段等	
3 国民保護訓練等	103
(1) 訓練の目的	
(2) 訓練の実施	
(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項	
(4) 各機関の実施すべき訓練	
(5) 職員の教育	
4 文化財の保護	106
(1) 市指定文化財の保護	
(2) 国、県指定文化財の保護の支援	
5 赤十字標章及び特殊標章等	107

- (1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等
- (2) 赤十字標章等及び特殊標章等
- (3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

別紙

別紙第1「情報計画」

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 構想 | 111 |
| | (1) 方針、実施要領 | |
| | (2) 情報活動の過程 | |
| | (3) 情報収集体制の整備 | |
| 2 | 各部等の役割及び情報の要求・要請 | 113 |
| | (1) 各部課等の役割 | |
| | (2) 情報収集系統 | |
| | (3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統 | |
| | (4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段 | |
| | (5) 情報収集・伝達体制 | |
| | (6) 住民への情報提供 | |
| | (7) 避難に関する情報の収集 | |
| | (8) 武力攻撃災害の兆候の通報 | |
| | (9) 安否情報 | |
| | (10) 被災情報 | |
| | (11) 住民避難に関する事項の報告 | |
| | (12) 関係資料の基礎調査 | |
| 3 | 地図 | 128 |
| | (1) 使用する地図 | |
| | (2) 位置の表示 | |
| | (3) 記号・符号 | |
| 4 | 報告、通報 | 130 |
| | (1) 報告通報項目 | |
| | (2) 緊急報告（通報） | |
| | (3) 受領報告 | |
| | (4) 実行報告 | |

別紙第2「平素の段階の計画」

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 状況 | 132 |
| | (1) 期間 | |
| | (2) 情報計画 | |
| 2 | 構想 | 133 |
| | (1) 活動方針 | |

(2) 実施要領	
3 各機関の役割	134
(1) 市	
(2) 県	
(3) 指定地方行政機関	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	137
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
(11) その他	
5 その他	144
(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加	
(2) 職員の研修	
(3) 啓発	
(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	
(5) 文化財の保護	
(6) 公共施設等の設置	
別紙第3「緊急避難段階の計画」	
1 状況	146
(1) 期間	
(2) 想定される攻撃と被害の種類	
(3) 情報計画	
2 構想	147
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	160
(1) 市	
(2) 県	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	

(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	163
別紙第4「避難準備段階の計画」	
1 状況	165
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	165
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	166
(1) 市	
(2) 県	
(3) 自衛隊	
(4) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	168
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	185
(1) 応急教育等計画	
(2) 文化財の保護	
(3) 特殊標章等の交付等	
別紙第5「避難段階の計画」	
1 状況	187
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	187
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	189
(1) 市	

(2) 県	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	191
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	214
(1) 応急教育	
(2) 応急保育	
(3) 文化財の保護	
(4) ボランティア等の流入防止	
別紙第6「避難生活段階の計画」	
1 状況	217
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	217
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	218
(1) 市	
(2) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(3) 自衛隊	
(4) 指定公共機関	
(5) 指定地方公共機関	
4 活動要領	220
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	

(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	226
(1) 応急教育	
(2) 応急保育	
(3) ボランティアの協力	
(4) 文化財の保護	
別紙第7「復帰段階の計画」	
1 状況	227
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	228
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	230
(1) 市	
(2) 県	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
別紙第8「生活再建段階の計画」	
1 状況	235
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	236
(1) 段階区分	
(2) 復旧段階	
(3) 復興段階	
(4) 復旧・復興対策本部	
3 各機関の役割	240
(1) 市	
(2) 県	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	

別紙第9「避難受入段階の計画」

1 状況	244
(1) 期間	
(2) 情報計画	
2 構想	244
(1) 活動方針	
(2) 実施要領	
3 各機関の役割	245
(1) 市	
(2) 県	
(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）	
(4) 自衛隊	
(5) 指定公共機関	
(6) 指定地方公共機関	
4 活動要領	247
(1) 情報	
(2) 実施体制	
(3) 補給支援	
(4) 運送	
(5) 衛生	
(6) 施設	
(7) 人に関すること	
(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化	
(9) 国民生活の安定に関する措置	
(10) 広報、広聴活動	
5 その他	248

付紙「情報収集計画」

計画本文

【関連する計画等】

市	境港市地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プラン、広域住民避難計画、BCP
県	鳥取県国民保護計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編、資料編）、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
	避難施設管理運営指針、鳥取県危機管理対応指針、震災廃棄物対策指針
	避難行動要援護者の避難に係る基準、収容施設消防基準、サービス基準、訓練基準
	避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態

国民保護は、万一の有事や大規模なテロの場合に、市内にいるすべての人の生命、身体及び財産を守るもので、具体的には以下の3つの事態を対象としています。

事態	定義
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条第2号）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条第3号）

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において、武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。（事態対処法第22条第1項）
--------	---

(1) 武力攻撃事態等の想定

類 型	想 定
1 ゲリラ、特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 ・ 予測困難で突発的に発生するおそれがあります。 ・ 政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 ・ その行動は、一般に、侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 ・ 防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることが想定されます。 ・ 作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2 弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が鳥取県に落下することも想定されます。 ・ 弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては、武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ①着上陸攻撃との連携 ②政治的恫喝や他の軍事作戦の一環 ・ 弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。
3 航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。

	<ul style="list-style-type: none"> 通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生し、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4 着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア 予想される一般的な被害

(ア) 通常兵器による被害

一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(イ) ミサイルによる被害

通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予測されます。ただし、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭、化学兵器（C）弾頭の場合、大規模・甚大な被害が予想されます。

なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があり、住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。

(ウ) NBCR兵器による被害

a 概要

核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被災者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

また、NBCR兵器は、テロやミサイル攻撃等により使用され、事前の使用予測は困難です。

b NBCR兵器の特徴

兵器	特徴
核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。

化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

c NBCR兵器への対処

NBCR兵器が使用された場合、市は速やかに各種情報の入手を行い、緊急通報の発令を要請し、緊急通報が発令された時は住民に伝達するとともに、緊急の場合は退避を指示します。予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行うことが重要です。

国及び地方公共団体等は、各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供できるよう努めるものとされています。

この際、被災者は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

(エ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

ダム、原子力施設等が攻撃された場合、周辺の一般住民に重大な被害をもたらします。

(オ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、行政サービス等に対し、サイバー攻撃が行われた場合、市の業務や市民生活に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(カ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなるおそれがあります。このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

計画本文 第1章【武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様】

項目	施設名		県所管	市所管	備考			
1	防衛省施設	1	陸上自衛隊米子駐屯地	地域振興部	事務局	美保分屯地を含む。		
		2	航空自衛隊美保基地	地域振興部	建設部			
		3	情報本部美保通信所	地域振興部	建設部			
2	県関係施設	1	鳥取県庁	総務部	—			
		2	鳥取県警察本部	警察本部	—			
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	総務部	総務部	電気通信事業法第2条		
3	市町村施設	1	境港市役所	—	総務部			
4	公共的施設	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	建設部	港湾法
			2	地方港湾	県土整備部	建設部		
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	—	空港整備法
				2	米子空港	地域振興部	産業部	
		3	道路	県土整備部	建設部	道路法、道路運送法		
		4	河川管理施設	県土整備部	建設部	河川法		
5	生活関連等施設	1	発電所、変電所	企業局	建設部	電気事業法第2条		
		2	ガス工作物	危機管理局	建設部	ガス事業法第2条		
		3	水道施設（取水・貯水・浄水施設等）	生活環境部	建設部	水道法第3条		
		4	鉄道施設、軌道施設	危機管理局	産業部	鉄道事業法第8条、軌道法		
		5	電気通信事業用の交換設備	危機管理局 総務部	建設部	電気通信事業法第9条		
		6	放送用無線設備	総務部	総務部	放送法第2条		
		7	水域施設、係留施設	県土整備部	建設部	港湾法第52条		
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	県土整備部	建設部	空港法第5条、航空法第2条		
		9	ダム	県土整備部 企業局	—	河川管理施設等構造令第2章		
		10	危険物質等の取扱所 危険物質等の取扱所（毒物、劇物）	危機管理局、 福祉保健部	市民生活部	法第103条第1項、 令第28条		
6	近隣施設	1	航空自衛隊高尾山分屯基地	地域振興課	事務局			
		2	島根原子力発電所	危機管理局	事務局			
		3	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	危機管理局、 生活環境部	事務局			
7	農業用施設	1	ため池（堤高15m以上）	農林水産部	—	土地改良法		
8	学校	1	公立教育施設	教育委員会	教育委員会			
		2	私立教育施設	地域振興部				
9	その他	1	大規模集客施設、旅客輸送関連施設	危機管理局	産業部			

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

<p>1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>1 原子力事業所等の破壊 2 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 3 危険物積載船への攻撃 4 ダムの破壊</p>
<p>2 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>1 大規模集客施設 2 ターミナル駅等の爆破 3 列車等の爆破</p>
<p>3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>1 放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散 2 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 3 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 4 水源地に対する毒素等の混入</p>
<p>4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p>	<p>1 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 2 弾道ミサイル等の飛来</p>

(3) 各事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

武力攻撃等の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、想定している避難タイプに合わせて、避難、救援、被害の最小化を行います。

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規 模	避難までの時間		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">緊急対処事態</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃事態</div>	大規模避難	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">緊急避難</div>	救 援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃災害 への対処</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国民生活 の安定</div>
	中規模避難	余裕なし		
	小規模避難	余裕あり		
	タイプ1 大規模避難・余裕あり タイプ2 中規模避難・余裕あり タイプ3 小規模避難・余裕あり タイプ4 大規模避難・余裕なし タイプ5 中規模避難・余裕なし タイプ6 小規模避難・余裕なし タイプX 緊急避難			

市は、県が選択した避難タイプに応じ的確かつ迅速に避難の指示を伝達し、避難住民の誘導を実施します。

(注) 避難、救援は避難タイプに関わらず原則として市町村単位で行われますが、避難タイプにより避難のスケジュール、使用できる運送機関の数量などが大きく異なるため、注意が必要です。

イ 避難住民数

(平成30年4月調査 市町村別人口より抜粋)

市町村名	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	188,739	90,891	97,848	188,739	東 部 地 区	228,236
2 岩美町	11,719	5,613	6,106	11,719		
3 八頭町	17,319	8,367	8,952	17,319		
4 若桜町	3,305	1,559	1,746	3,305		
5 智頭町	7,154	3,349	3,805	7,154		
6 倉吉市	47,496	22,503	24,993	47,496	中 部 地 区	103,886
7 三朝町	6,603	3,124	3,479	6,603		
8 北栄町	15,196	7,287	7,909	15,196		
9 湯梨浜町	16,938	8,123	8,815	16,938		
10 琴浦町	17,653	8,345	9,308	17,653		
11 米子市	148,005	70,343	77,662	148,005	西 部 地 区	235,198
12 境港市	34,226	16,502	17,724	34,226		
13 伯耆町	11,035	5,255	5,780	11,035		
14 日吉津村	3,545	1,659	1,886	3,545		

15	大山町	16,463	7,936	8,527	16,463		
16	南部町	11,040	5,239	5,801	11,040		
17	日南町	4,697	2,197	2,500	4,697		
18	日野町	3,209	1,487	1,722	3,209		
19	江府町	2,978	1,390	1,588	2,978		
総数		567,320	271,169	296,151	567,320		

ウ 境港市地区別人口表
(平成30年4月1日現在)

地区名		世帯数	人口	男	女
1	渡地区	2,054	5,085	2,476	2,609
2	外江地区	2,639	5,939	2,849	3,090
3	境地区	2,926	6,307	2,987	3,320
4	上道地区	1,542	3,404	1,562	1,842
5	余子地区	2,764	6,368	3,052	3,316
6	中浜地区	2,493	5,804	2,970	2,834
7	誠道地区	666	1,319	606	713
総数		15,084	34,226	16,502	17,724

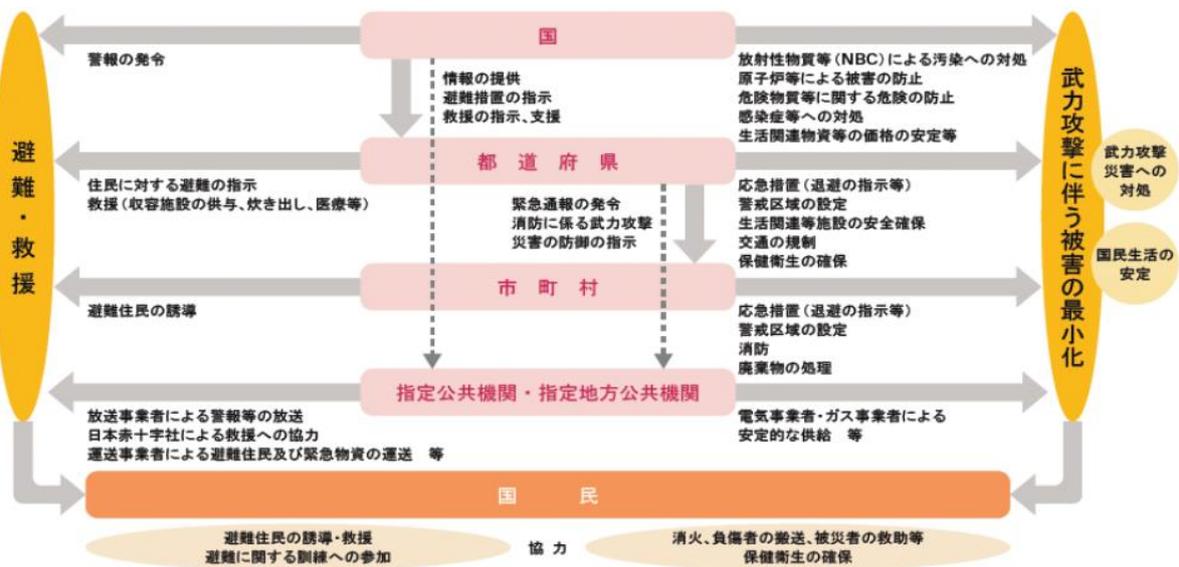
エ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村
避難先		県外	県内及び県外	原則として県内
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施 脅威の度合に応じて、地区毎に 中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、 小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施
		全県輸送計画 +市町村避難実施要領	地区別輸送計画 +市町村避難実施要領	市町村単位輸送計画 +市町村避難実施要領
調整	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報 状況により、次の段階として、避難などの国民保護措置を行う。		
	輸送手段	他県からの応援がなく分散使用 のため少数	他県からの応援はあるが分散使用 のため制限	他県からの応援はないが集中 使用のため多数
		公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
	消防等の応援	応援なし	広域応援	近隣応援
段階	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報

い と の 対 処		避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との 連絡調整	受入市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達	警報等の伝達	警報等の伝達
		避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要	避難誘導の支援 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要	避難誘導の支援 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等は不要
	避難生活	救援なし ・救援を実施する避難先県との連絡調整	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし
		武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ	大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等
		国民生活安定措置なし ・国民生活安定措置を実施する避難先県との連絡調整	大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	要避難県、受入市町村との協議、救援の実施（避難生活に準ずる。）		

2 国民保護実施の体制

わが国における国民保護実施の体制及びその中における市の位置づけは、以下のとおりです。



3 市の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

本市は、鳥取県の北西部、美保湾と中海を隔てる弓ヶ浜半島の北西部に位置しています。東西は約6.1km、南北は約7.3km、面積は29.10km²で平坦な地形で三

方を海に面しています。

東は日本海に広く開口する美保湾に面し、その北半部は広い埋立地が造成され、港湾・漁業施設、工業団地として重要な役割を果たしており、南半部は白砂青松の海辺で、マリンスポーツの場として親しまれています。

北は境水道に面して島根県境に接し、対岸を東西に長く伸びる島根半島が天然の防風壁・防波堤の役割を果たしています。

西は、本市に温和な気候条件をもたらす中海に面して島根県境に接し、南は米子市に隣接しています。

天然の良好な港湾・漁業施設は、日本海側の漁業と物流の重要な拠点であり、使用停止により国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあります。

(2) 気象

市の気候は、概して温和であり、風は穏やかで、風向きは年間を通じて西よりの多いです。

春は、天候は概ね周期的に変化し、日本海を低気圧が発達しながら東進するとき、沿岸付近を通過すれば春の嵐となり、沖合を通過するときは、乾燥した南よりの強風を伴うことがあります。

夏から秋は、台風を除いて晴天の日が多く、冬は、季節風の吹き出しによるしぐれ模様の日が多くなり、積雪の深さは県内各地に比べて少ないが、関西・山陽方面に向かう自動車道路の山地は積雪が多く通行に支障を来すことがあります。

平成29年の平均気温は15.6℃、年間の日照時間は1,850.8時間、降水量は1,948.5mmです。

(3) 交通

市は、市内に鉄道、空港、港湾があり、住民の市外への避難方法は武力攻撃災害状況に応じた選択が可能です。

既存の交通機関で、大量輸送が可能な避難方法としてバスと鉄道を優先に考えますが、陸路の避難方法がとれない状況が生じた場合も想定し、海路及び航路による避難方法も計画します。

ア 道路

国道431号が南北に縦断するとともに、境水道大橋及び江島大橋により、島根県と結ばれています。

イ 鉄道

JR境線が米子と境港間の17.9kmを結んでおり、所要時間約50分で結ばれています。単線非電化路線であり、市内には7つの駅があります。

ウ 空港、港湾

米子空港（美保飛行場、空港管理者：防衛省 2,500m滑走路×1本）があり、自衛隊機と民間機が離発着しています。平成29年度は過去最多搭乗者となり、約58万人が利用しました。

重要港湾として境港（港湾管理者：境港管理組合）があり、西日本の国際貿易拠点港を目指して整備されています。平成29年には10,364隻が入港し、366万3千トンの貨物取扱量がありました。

(4) その他

ア 多くの避難行動要支援者

市の人口34,198人（境港市住民基本台帳・平成30年12月末日現在）のうち、65歳以上が10,824人で31.7%の割合となっています。また、市内には済生会境港総合病院や元町病院、さかい幸朋苑などの医療機関、高齢者（障がい者）福祉施設があり、最大で1,074人の入院、入所が可能となっています。これらの施設の避難行動要支援者については、避難などの際に特に配慮が必要となります。

イ 集客施設等との連携、協力

市内の集客施設（ショッピングセンター、文化施設、スポーツ施設など）や大規模事業所等について、市はこれらの施設と連携、協力して観客、来場者、従業員等の避難、安全確保など、迅速かつ適切な保護に努めます。

ウ 多くの観光客

市は、水木しげるロード、水木しげる記念館など豊かな観光資源に恵まれ平成29年の年間観光客は、水木しげるロードで約204万1千人であり、空路、海路を利用した外国人観光客も増加している。また、平成30年7月14日には、歩道幅員を広くし妖怪ブロンズ像を増設する等のリニューアルが完成しおり一層の観光客の増加が見込まれています。

これらの観光客は、一般に市内の地理に不案内であることや、安否情報の把握が困難であるなど、特に配慮が必要な点が多くあります。

市では、これらの観光客の保護についても責任を有することから、計画などにおいて十分に配慮し安全安心な観光地としての魅力をPRします。

エ 外国との定期航路

境港には、中国、韓国、東南アジアの定期コンテナ航路が開設されており、また、平成7年のFAZ計画の承認により、環日本海の物流拠点港であるため、外国人の滞在者が多いことから、外国人の安否情報の収集については、日本赤十字社への必要な協力を行います。

オ 石油等屋外タンク貯蔵所

市には、石油等屋外タンク貯蔵所が多数存在し、火災等が生じた際に、国民生活に多大な影響を与えるおそれがあることから、迅速な情報収集、関係機関との連携などに配慮します。

カ 自衛隊施設

市内には2箇所の自衛隊施設があり、近傍にも2箇所あります。

自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、国（防衛省、防衛装備庁など）及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることが出来るよう、国は必要な調整を行うこととされています。

4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主体的かつ継続的に収集するとともに、適切に

分析・整理します。

ア 県、境港警察署、西部消防局その他関係機関等からの武力攻撃事態等及び関係機関・団体の対処などの状況に係る情報収集

イ 消防団、自主防災組織、自治会長などからの市内の状況に係る情報収集（屋内への退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。）

ウ 避難住民の誘導に必要な情報等については、平素から各自治会の有する情報などの活用を図ります。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

第2章 国民保護措置の概要

1 方針

市は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕度合に応じ、的確かつ迅速に国民保護措置を総合的に推進し、市域の国民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全な体制の整備と、県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

(1) 段階区分

ア 計画の段階区分

この計画では、避難あるいは救難などの指示、通知に基づく時系列的な段階区分による国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分		想定する期間	別紙
平 素		武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2
事態への対処	緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生し、避難措置の指示が出されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が市に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避 難	避難措置の指示が市に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復 帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他市町村からの避難住民のを受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建		避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8

イ 平素の段階

(ア) 活動方針

市は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。この際、県及び関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

ウ 緊急避難段階

(ア) 活動方針

市は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、サイレン、防災行政無線、あんしんトリピーメール、市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、広報車、テレビ・ラジオなど可能な限り迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘導を実施します。また必要に応じて速やかに屋内、地域外への避難の指示等を行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。なお、市だけでは対応できない場合等は、直ちに他の市町村長等あるいは県知事へその旨を通知し、応援を要請します。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

エ 避難準備段階

(ア) 活動方針

市は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。この際、住民への避難準備情報の確実な伝達を重視し、運送経路・手段の確保、要配慮者の避難等を行います。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

オ 避難段階

(ア) 活動方針

市は、速やかに避難の指示に住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。この際、県及び関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

カ 避難生活段階

(ア) 活動方針

市は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、被災者に対し必要な救援を行い住民を保護します。また県及び避難先市町村等が実施する避難住民等の救援を補助します。

この際、県及び関係機関並びにボランティアセンターとの連携を密にするとともに、避難住民等への適時適切な情報提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

キ 復帰段階

(ア) 活動方針

市は、避難指示の解除後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう支援し、避難生活の解消を図ります。この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

ク 生活再建段階

武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっておりません。当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 復旧段階の活動方針

市は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(イ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ケ 避難受入段階

(ア) 活動方針

市は、避難住民の受け入れ、配分等を決定し必要な救援を行います。この際、県及び関係機関と連携し、避難住民の受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照

(2) 避難

ア 警報・避難の指示の伝達（法第44条～第50条、法第52条）

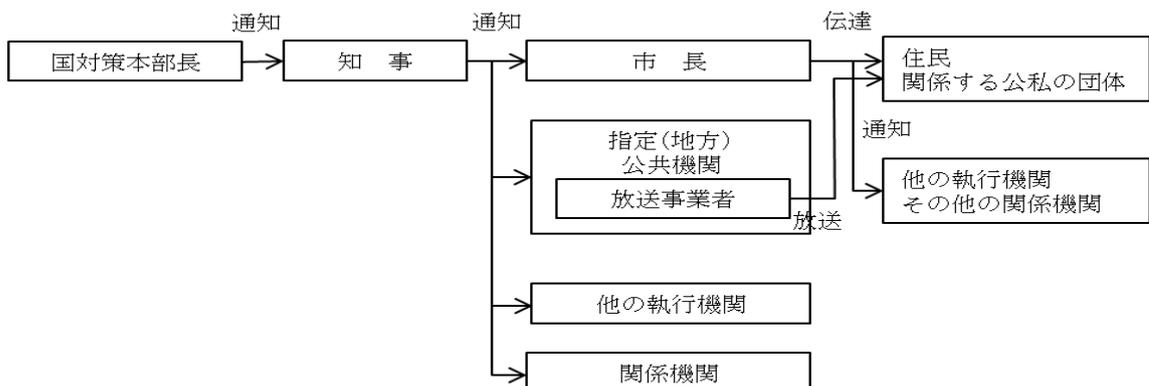
市長は、知事から警報及び避難の指示を受領したときは、直ちにその内容をサイレン、防災行政無線、あんしんトリピーメール、市ホームページ、緊急速報（エリア）メール、広報車、テレビ・ラジオ及び消防団、自主防災組織等の協力及びその他の手段により、住民及び関係機関に伝達します。この際、境港警察署と協力します。

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要になります。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物に避難させます。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国（内閣官房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めます。

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】

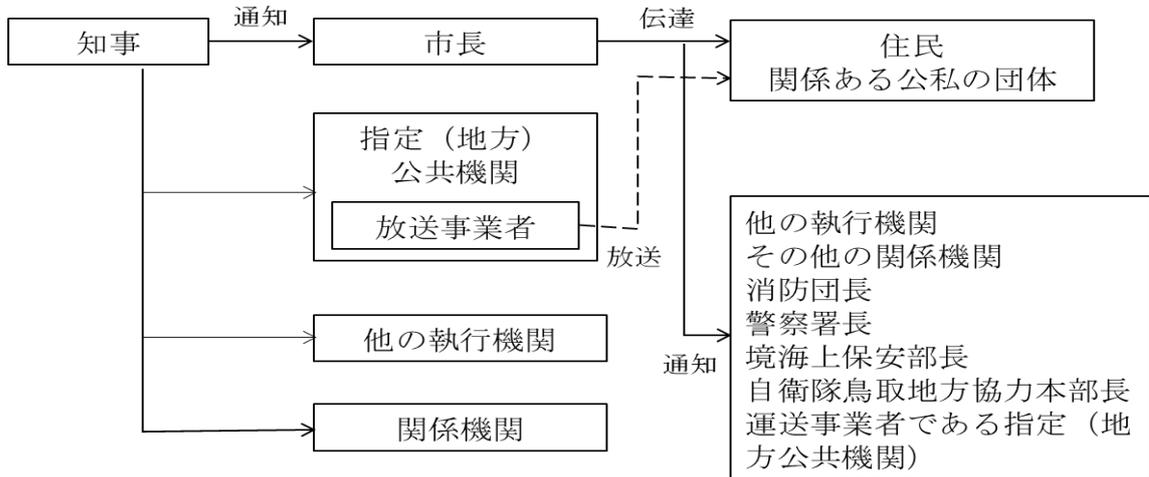


※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

イ 避難実施要領の策定及び通知・伝達（法第61条）

市長は、知事から避難の指示があったときは、この国民保護計画に定めるところにより、関係機関の意見を聴いて避難実施要領を定め、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関、関係機関、運送業者である指定(地方)公共機関等に通知します。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



ウ 警報・避難の指示の解除の伝達（法第51条、法第55条）

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示の伝達に準じます。

エ 避難住民の誘導（法第62条～第73条）

市長は、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与します。この際、知事は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、避難住民の誘導に対する支援を行います。

- (ア) 住民の誘導は、市職員（市民生活部、建設部）及び消防団が、自主防災組織及び自治会の協力を得て行います。
- (イ) 要配慮者の避難については、自主防災組織等が補助するとともに必要に応じて西部消防局、消防団等に協力を要請します。また、市内の病院の患者、高齢者、障害者等施設の入所者等については、各施設の長が誘導を行います。
- (ウ) 避難の指示を受けた際に市内に滞在する通勤者、観光客等については、それぞれ滞在する地区の住民と併せて誘導を行います。
- (エ) 漁業従事者等については、鳥取県漁協等に誘導に対する協力を依頼します。

オ 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス・列車等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、警察などが実施する避難住民のスクリーニング（避難住民の安全を確認する作業）に協力し、避難住民に不審者が紛れ込んだり、危険物が持ち込まれたりすることがないように注意します。この際、境港警察署等と協力します。

カ 復帰（法第69条）

市長は、知事から避難指示の解除があったときは、避難住民の復帰に必要な措置を実施します。その際、県から復帰に必要な措置の支援及び補助を受けて実施します。

(3) 救援

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、または緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。この際、市長（市民生活部、産業部）は、救援物資の取得や運送等について必要な協力及び連絡調整を行います。

また知事から業務の委託を受けた場合は、自ら救援の実施に必要な対応を行います。

イ 救援の種類（法第75条、令第9条）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があった時は、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行います。

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、弁当等 ・給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣、肌着等 ・毛布、布団等 ・タオル、石けん、歯磨き等
4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・アレルギーやアトピー等の治療薬 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置
5 被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等による捜索、救出との連携 ・防災航空隊の活用 ・資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的に行う仮葬（棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等）
7 電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡推定者の捜索 ・遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化

市長は、知事の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的状況に応じた確かつ迅速に対処します。特に、NBCR兵器等による大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

ア 武力攻撃災害の予防対策

(ア) 県及び関係機関との連携

市（事務局）は、武力攻撃災害が発生した場合の確かつ迅速に対処できるよう、平素から県（危機管理局）、西部消防、境港警察署、その他の関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

(イ) 生活関連施設、危険物質等の安全確保

市長（各部）は、武力攻撃災害などにより、市民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設等を把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は県及び関係機関と連携し予防措置と警備の強化を行います。必要な場合、市長は管理者に対し安全確保のための必要な措置を講じるよう要請します。

(ウ) 交通規制

警察は一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限します。

市（建設部）は、交通規制について境港警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等へ周知します。

(エ) 消防活動

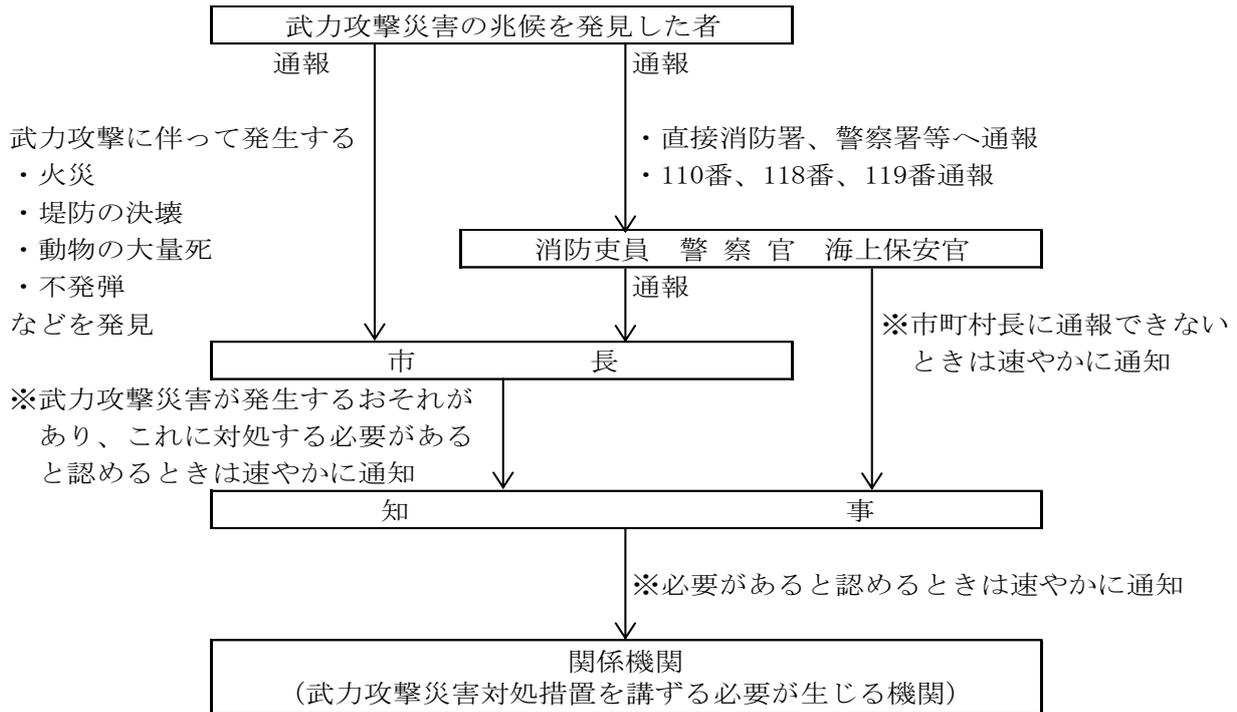
消防団は西部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動態勢及び消防相互応援協力等の必要な事項を事前に定めるよう努めるものとします。

イ 武力攻撃災害対処

市長（事務局）は、知事（危機管理局）、被災自治体、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(ア) 兆候の通報（法第98条）

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾などを発見した場合、消防署及び警察署に通報します。

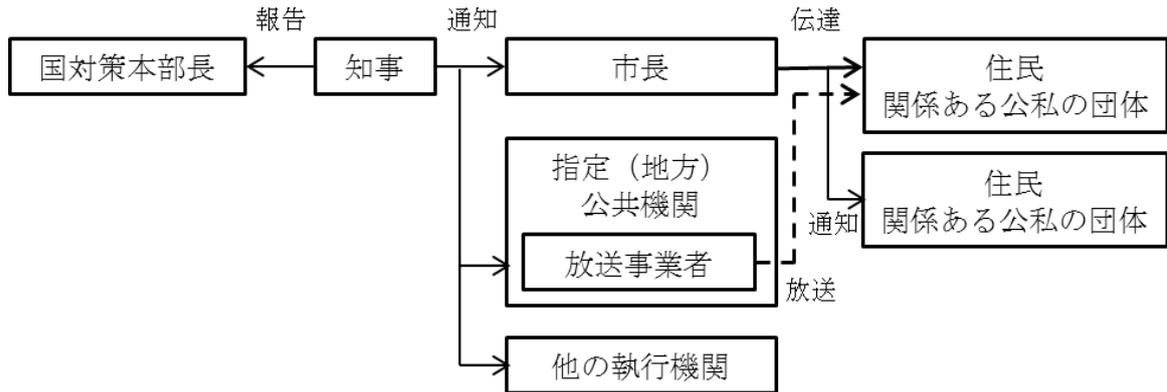


(イ) 緊急通報の発令（法第99条～第101条）

市長（事務局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴って、火災が発生している場合等の危険が急迫している場合等を含みます。）で、住民の身体、生命、財産に関する危険防止のため緊急の必要があり、知事（危機管理局）が発する緊急通報を受けた場合は、速やかに住民に武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を伝達します。この際、境港警察署と協力します。また、必要に応じて知事（危機管理局）に対し緊急通報の発令を要請します。

【緊急通報の内容】

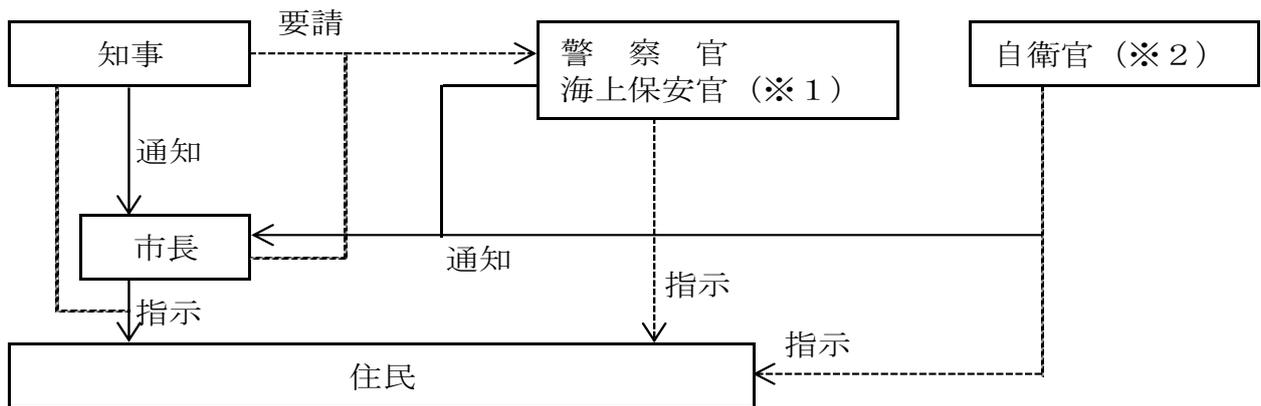
- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
 - (1) 火災の発生状況や延焼の予測
 - (2) ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等
- 2 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 - (1) 今後の見通し
 - (2) 住民の心掛け（落ち着いた行動と、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保努める等）



※ 警察は、緊急通報が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ緊急通を伝達します。

(ウ) 退避の指示（法第112条）

市長（事務局）は、避難の指示が間に合わない場合は、必要と認める地域の住民に対し退避（屋内への退避を含む。）を指示します。市を通じて指示を伝達している場合は、住民の退避が間に合わない場合等緊急の必要があると認めるときは、知事が退避の指示を行います。

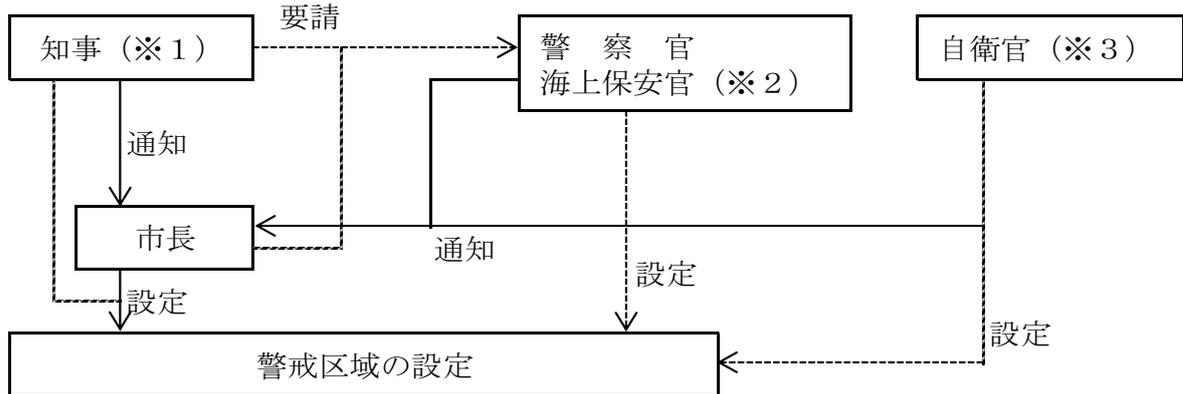


※1 市長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※2 市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

(エ) 警戒区域の設定（法第114条）

市長（事務局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。（目前の武力攻撃災害の危険を避けるため、一時的に立入制限区域を設けるもの）



- ※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定
- ※2 警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定
- ※3 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

【警戒区域の設定方法等】

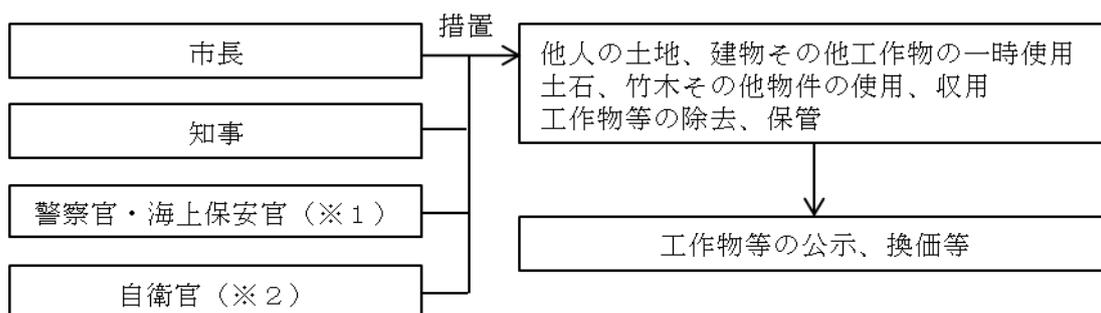
警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

- 1 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- 2 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合
は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- 3 警戒区域の周辺及び経路等には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
- 4 併せて境港警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

(オ) 応急公用負担 (法第113条)

市長（建設部）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



- ※1 市長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき又は要請があったとき
- ※2 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

(カ) 漂流物、沈没品の保管（法第116条）

市内の水路及び海岸における漂流物、沈没品については、通常市長が引き渡しを受け、保管等の処理をすることとされていますが、武力攻撃災害が発生した場合において、境港警察署長、境海上保安部長等は、漂流物、沈没品を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。

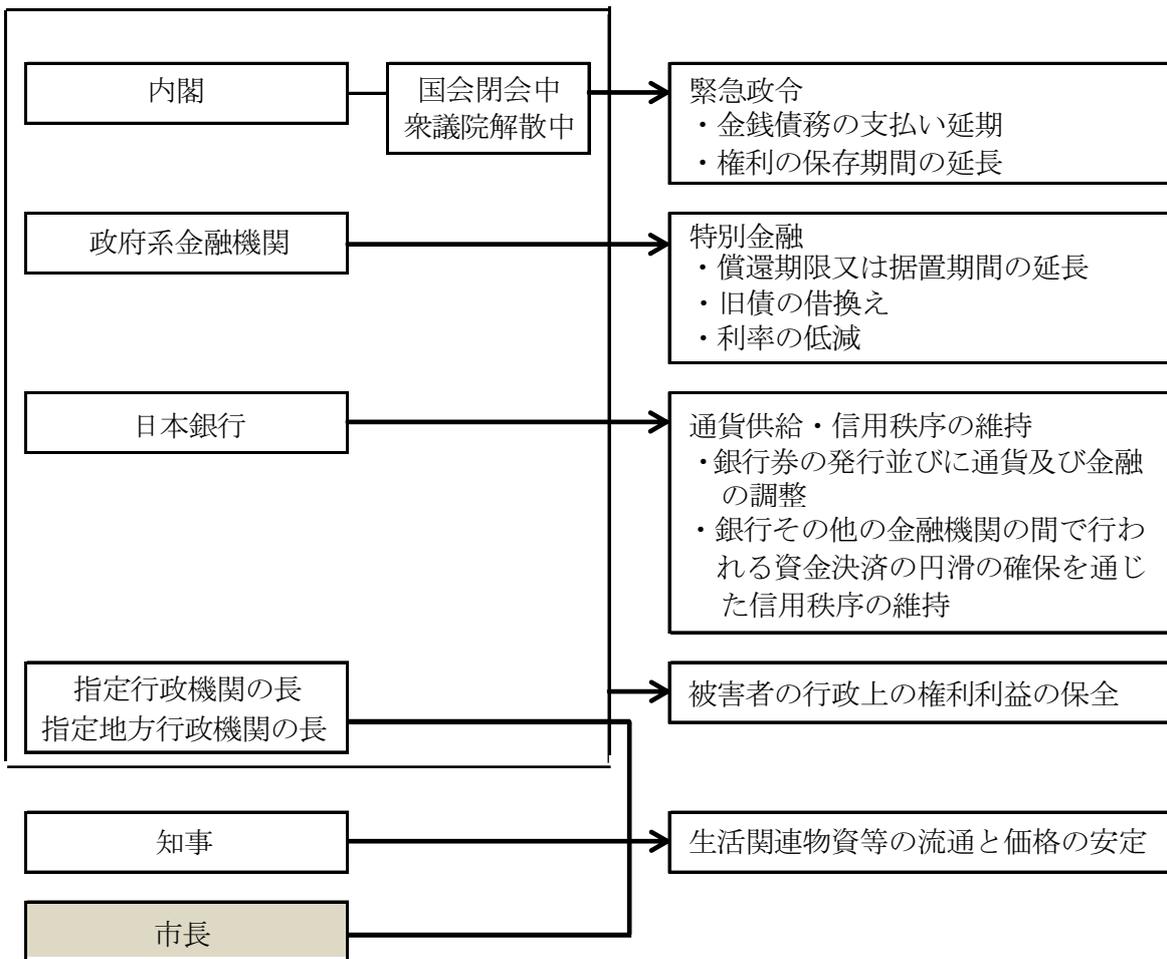
(キ) 消防活動

消防団は西部消防局と連携し、発災時において住民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防除活動を展開して、火災から住民の生命、身体、財産を保護します。

- a 消火活動
- b 被災者の搬送
- c 避難誘導

(5) 国民生活の安定に関する措置

市長（産業部）は、自ら所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。また、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。武力攻撃災害に伴う被害を最小化するための、国民生活安定措置の概要は下図のとおり。



ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

(ア) 市（産業部）は県（生活環境部）と連携し、武力攻撃事態等において物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、次に掲げる措置を行います。

① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置
 (イ) 市長（産業部）は、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。

(ウ) 市（産業部）は県に対し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係法令に基づき、次に掲げる措置を要請します。

法令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条） イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項） ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項） エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項、第5項） オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項、第2項）
国民生活安定緊急措置法（昭和48	国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内の

<p>年法律第121号)</p>	<p>みに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条第1項、第2項）</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）</p>
<p>物価統制令（昭和21年勅令第118号）</p>	<p>国が物価統制令第4条及び同令第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条の2但書）また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）</p>

(エ) 主な生活関連物資

<p>食品関連</p>	<p><input type="checkbox"/> 水</p> <table border="1" data-bbox="363 1505 1423 1890"> <tr> <td data-bbox="363 1505 555 1733"> <p>食品</p> </td> <td data-bbox="555 1505 1423 1733"> <p><input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1733 555 1890"> <p>その他</p> </td> <td data-bbox="555 1733 1423 1890"> <p><input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器</p> </td> </tr> </table>	<p>食品</p>	<p><input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤</p>	<p>その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器</p>
<p>食品</p>	<p><input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤</p>				
<p>その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器</p>				
<p>衛生関連</p>	<p>救急関連</p> <p><input type="checkbox"/> 滅菌手袋 <input type="checkbox"/> 止血用ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル <input type="checkbox"/> 感染を防ぐための火傷用軟膏 <input type="checkbox"/> サイズが豊富な絆創膏</p>				

	薬 (※処方箋なしで入手できる薬) <input type="checkbox"/> 痛みどめの錠剤 <input type="checkbox"/> 軽い鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 <input type="checkbox"/> 傷口の消毒薬
	衛生用品 <input type="checkbox"/> トイレトペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 女性用生理用品 <input type="checkbox"/> 個人用衛生用品 <input type="checkbox"/> プラスチックのゴミ袋とひも <input type="checkbox"/> 固いふたの付いたプラスチックのバケツ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用	<input type="checkbox"/> ※乳幼児用食品 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> ※粉ミルク ※：アレルギー対応を含む。
その他	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 燃料（灯油、ガソリン、軽油）

イ ライフラインの確保

市（建設部）は、自ら管理する下水道を確保するとともに、ライフライン事業者である指定（地方）公共機関及び米子市水道局等と連携して市内のライフライン等を確保するなど、市民生活の安定を確保します。

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気事業者 ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第134条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・ 火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者 水道用水事業者 工業用水事業者	水の安定的供給 (法第134条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・ 避難住民、緊急物資の運送の応諾義務
電気通信事業者	通信確保 (法第135条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第135条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信書等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第136条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
河川管理施設・道	公共的施設の適切な	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理等

路・港湾・空港の 管理者	管理 (法第137条)	
災害に関する研究 機関等	指導、助言、その他 の援助 (法第138条)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

※ 下線部については国又は県該当

ウ 混乱の防止

市（各部）は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため県、西部消防局、境港警察署、消防団、自治会、自主防災組織等と連携し、必要な措置を行います。

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関との情報共有（第一報など） 2 住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3 応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4 消防団等によるパトロール、広報等の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集及び分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項 2 県対策本部により、危機管理局が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけます。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行います。 3 パトロールの強化など
運送事業者である指定（地方）公共機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めます。 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めます。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回

	<p>誘導、 一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること</p>
電気通信事業者である指定公共機関	<p>県は、以下の事項について、必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保のため必要な措置 2 対策要員の確保 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4 通信施設、設備等の巡視と点検 5 工事中の設備に対する安全措置
自主防災組織及び自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 パトロール、広報等の実施 2 冷静な対応の呼びかけ

3 避難、救援等の措置を実施するにあたり必要な資料

市は、避難の指示、救援等に関する措置を迅速かつ適切に行うために必要な、以下の基礎的資料を準備します。

- ・ 県及び境港市の地図、人口分布、道路網、公共交通機関の輸送力、避難施設のリスト、生活関連等施設等のリスト、関係機関の連絡先一覧、備蓄物資・調達可能物資のリスト、医療機関等のリスト、火葬場のリスト等

第3章 国及び関係機関の事務又は業務

1 国及び関係機関の事務又は業務

(1) 市

各部署等		事務又は業務
共通		1 国民保護措置の実施 2 その他市長の命じる事項、又は対策本部長の求める事項
事務局	自治防災課 ※ 国民保護対策本部開設時は、以下の班を含む。 ・計画運用班 ・情報班 ・広報班 ・活動支援班 ・総務班	1 国民保護計画の作成 2 国民保護措置の総合調整 3 市国民保護対策本部に関すること 4 警報、避難の指示伝達等に関すること 5 消防に関する事項 6 被災情報の収集、提供等 7 特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可 8 避難施設、避難場所等の指定 9 危険物質等の保安対策 10 防災行政無線に関すること 11 国民保護に係る備蓄・訓練等 12 国民保護協議会に関すること 13 原子力に関する中国電力等との連絡調整
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 ※ 総務部に以下の部署を含む。 ・出納室 ・議会事務局 ・監査事務局 ・選管事務局	1 避難住民運送手段の確保、輸送等計画 2 職員の服務、給与、動員、派遣（要請）、受入等 3 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 4 庁舎及び公有財産の管理、運用、調査 5 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 6 鳥取情報ハイウェイに関すること 7 不服申立、争訟等に関すること 8 報道機関との連絡調整、放送要領 9 国民保護措置関係予算その他行財政に運営に関すること 10 費用の出納及び物品の調達 11 広報・広聴に関すること 12 写真等による情報の記録・収集等 13 人権の援護、国際人道法の普及に関すること 14 義援金の受付、保管

		15 市議会に関すること
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集、安否情報システム入力及び提供等 2 戸籍・住民登録・外国人登録等 3 被災者の捜索、遺体の処理、埋葬 4 避難住民の誘導（境地区、上道地区、余子地区） 5 救援に関すること 6 救援物資の配送等 7 生活必需品の給与、確保等 8 市税・諸収入に関すること 9 車両、施設設備の保守管理 10 国民からの電話対応（相談窓口設置） 11 ゴミ及び廃棄物の処理 12 死亡獣畜の処理（環境衛生面で農政課に協力） 13 有害物質使用事業所に関すること 14 入浴施設、トイレ等の確保、提供
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 子育て支援課 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の安否確認、安全確保及び支援 2 避難行動要支援者名簿、個別支援計画に関すること 3 避難所・集合施設等の開設・運営 4 赤十字標章等の交付、使用許可申請 5 保育園児の保護に関すること 6 保育園児の応急保育 7 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 8 保健衛生に関すること 9 医療機関、福祉施設等の被害調査、対策 10 有毒物質等の保安対策 11 ボランティア等の支援に係る総合調整 12 義援金の配布
産業部	観光振興課 農政課 水産商工課	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資運送手段の確保、運送計画 2 外国人の安否情報・被災情報の収集及び支援等 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 5 商工業関係の復興支援 6 被災者の就職支援 7 食品、飲料水の確保及び避難住民への提供 8 救援物資等の管理、総合調整 9 農業、水産業に関すること（復興を含む） 10 農道の状況確認・確保・情報提供 11 家畜防疫、死亡獣畜処理等 12 漁協等施設、漁船の状況確認・情報提供 13 海岸漂流物等に関する情報収集、保管、対処等

建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（農道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2 電気、ガス、上水道、電話の確保に関する調整等 3 下水道、浄化槽に関すること 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 5 公共土木施設等の状況把握、対策、復旧 6 市街地状況の把握、復旧・復興 7 用地の確保、土地の利用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の需給対策 10 特殊車両の通行許可 11 応急公用負担等 12 避難住民の誘導（外江・渡地区、誠道・中浜地区） 13 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 14 応急仮設住宅等の手配、建設、供給 15 建設の制限、緩和等 16 被災者住宅の応急修理 17 市営住宅に関すること 18 し尿等の処理
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒・幼稚園児等の救護・保護に関すること 2 児童・生徒・幼稚園児等の応急教育 3 被災児童生徒・幼稚園児等の学用品の提供 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 給食センター稼働時の避難者用食事の提供（学校閉鎖時） 6 避難所の確保及び開設、運営の協力 7 文化財の保護に関すること 8 国際人道法の普及、教育 9 救援に関すること（市民生活部の支援）
消防団		<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導 2 避難行動要支援者の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び市内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助

※1 各段階の計画（別紙第1～別紙第9（別紙第2を除く。））に記載された市の処理すべき事務又は業務の大綱において、処理すべき事務又は所管部課が不明な場合は、上記表に準じて行います。

※2 処理すべき事務の担当部局が不明な場合は、別紙第2を参照します。

(2) 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 国民保護措置の実施 3 県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
米子市水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道、給水、その他飲料水の供給（法第134条第2項） 2 水質検査

(4) 指定地方行政機関（【 】は指定行政機関）

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
【警察庁】 中国四国管区警察 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
【防衛省】 中国四国防衛局 (美保防衛事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
【総務省】 中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
【財務省】 中国財務局 (鳥取財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
【財務省】 神戸税関 (境税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
【厚生労働省】 中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止

	3 保健衛生の確保
【厚生労働省】 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
【農林水産省】 中国四国農政局 (鳥取県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
【林野庁】 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
【水産庁】 境港漁業調整事務所	1 漁業安全情報等の海上に関する情報提供
【経済産業省】 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
【経済産業省】 中国四国産業保安 監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
【国土交通省】 中国地方整備局 (日野川河川事務所) (倉吉河川国道事務所) (境港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
【国土交通省】 中国運輸局 (鳥取運輸支局) (鳥取運輸支局境 庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
【国土交通省】 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

【国土交通省】 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
【気象庁】 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
【海上保安庁】 第八管区海上保安本部 (境海上保安部) (鳥取海上保安署) (美保航空基地)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
【環境省】 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(5) 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(6) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 2 国民に対する情報の提供 (法第8条) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第1項) 4 組織の整備 (法第41条) 5 訓練 (法第42条) 6 被災情報の収集、報告 (法第126条、法第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条)
日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給 (法第134条)	
全日空「全日本空 輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送 (法第71条) 2 緊急物資の運送 (法第79条) 3 旅客及び貨物の運送の確保 (法第135条)	避難住民 緊急物資
J R 西日本「西日 本旅客鉄道(株)」 (米子支社)		避難住民
J R 貨物「日本貨 物鉄道(株)」	1 緊急物資の運送 (法第79条) 2 貨物の運送の確保 (法第135条)	
佐川急便(株) (鳥取店)		
日本通運(株) (鳥取支店)		
福山通運(株) (鳥取支店)		
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)		
NTT西日本 (鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における 協力 (法第78条)	
NTTコミュニケーションズ	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (法第135条)	
KDDI(株)		
NTTドコモ中国 (鳥取支店)		
ソフトバンク(株)		
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力 (法第77条) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 (法第96条)	
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送 (法第50条、第51条、第57条、第101条)	
(独)国立病院機構 (鳥取医療センター)	1 医療の確保 (法第136条)	

(米子医療センター)	
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節(法第133条) 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便(株)	1 郵便の確保(法第135条)
西日本高速道路 (株)(中国支社 米子管理事務所)	1 道路の管理(法第137条)

(7) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法第21条) 2 国民保護措置に関する情報の提供(法第8条) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法第36条第2項) 4 組織の整備(法第41条) 5 訓練(法第42条) 6 被災情報の収集、報告(法第126条、第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧(法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法第145条)
鳥取ガス(株)	1 ガスの安定的な供給(法第134条)
米子瓦斯(株)	
県LPガス協会	
日ノ丸自動車(株)	1 避難住民の運送(法第71条) 2 旅客又は貨物の運送の確保(法第79条)
日本交通(株)	
智頭急行(株)	
若桜鉄道(株)	
県バス協会	
日ノ丸西濃運輸 (株)	1 緊急物資の運送(法第79条) 2 貨物の運送の確保(法第135条)
県トラック協会	
県農協中央会	1 食料供給(法第143条)
県石油商業組合	1 緊急車両等への燃料供給(法第143条)

県警備業協会	1 公共的施設等の警備
県医師会	1 医療の確保（法第136条）
県看護協会	
県薬剤師会	
県歯科医師会	
北岡病院	
清水病院	
野島病院	
藤井政雄記念病院	
博愛病院	
高島病院	
元町病院	
日本海テレビジョン放送（株）	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除をむ。）の内容並びに緊急通報の内容放送（法第50条、第51条、第57条、第101条）
山陰放送（株）	
山陰中央テレビジョン放送（株）	
（株）エフエム山陰	
（株）鳥取テレトピア	
日本海ケーブルネットワーク（株）	
（株）中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送（株）	

(8) 総合調整機能（法第29条）

ア 市対策本部長は、市内において市が実施する国民保護措置について総合調整を行います。

イ 市（事務局）は、関係機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう必要な総合調整について、県対策本部へ要請します。その際、各自治体及び関

係機関の活動について、現地での混乱・競合を最小限に止められるよう十分調整します。

2 事務の委託等

(1) 事務の委託

ア 事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、市の行政機能が麻痺し、住民の保護のための措置を実施するために必要があると認めるときは、市は事務又は市長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託します。（法第19条）

イ 委託の手續（委託、変更、廃止）

手 続	項 目
1 協議	1 委託事務の範囲
2 公示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 知事への届け出	3 委託事務に関する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の市への委任と日本赤十字社の協力

ア 避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているところですが、救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を市長に委任することができるかとされています。（法第76条）

イ 救援事務委任の注意事項

(ア) 市（福祉保健部ほか各部局）は、平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。

(イ) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。

(ウ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。

(エ) 県は日赤についても、自主性を尊重しつつ、救援への協力を得るとされていることから、市においても同様に、日赤の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たります。

救援の措置 (法第75条、令第9条)	市 (法第76条)	日赤の協力 (法第77条)
1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	○	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4 医療の提供及び助産	○	◎

5 被災者の捜索及び救出	○	
6 埋葬及び火葬	○	
7 電話その他の通信設備の提供	○	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9 学用品の給与	○	
10 死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12 安否情報の収集、提供		○

注) ◎印：委託

3 事務の代行

(1) 知事による市事務の代行

武力攻撃災害などにより、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行します。(法第14条)

(2) 事務の代行区分

区 分	実施する事務の内容
市が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
市が事務を行うことができるようになったとき	市長への事務引継
知事が代行を終了したとき	市長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第4章 国民保護措置の基本的な実施内容

1 補給支援

(1) 補給

ア 補給必要量の決定

(ア) 市（各部局）は、平素から避難住民数、避難状況、避難期間、地域特性、天候、季節等を考慮して補給品の必要量を見積もり、備蓄量との調整を図るとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、検討します。

(イ) 市（各部局）は、避難及び避難生活の際には、上記見積もりを修正し、補給品の必要量を再度見積もるとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、決定します。

イ 取得

市（産業部・各部局）は、必要な補給品については、原則として県等から取得し、必要に応じ現地調達します。

ウ 配布

(ア) 県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を經由して避難住民に配布することとされています。

(イ) 市（産業部ほか各部局等）は、各避難所の請求内容等の取りまとめ、提供など県の行う配布に協力し、補給品を受け入れます。各集合施設、避難所では、取得した補給品を受領、保管し、避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

ア 緊急物資集積地域

県は、県東部地区或いは西部地区（要避難地域、避難先地域を除く。）に緊急物資集積地域

を設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積することとされています。

イ 緊急物資集積所

県は、避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用することとされています。

ウ 補給支援センター

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運送の管理運営を行うこととされています。

エ 補給幹線

県は、緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定することとされています。

オ 市の実施内容

(ア) 市（各部局）は、県との連絡調整、市内における補給支援組織の設置、維持、

運営の支援を行います。

(イ) 市（産業部・各部局等）は、緊急物資集積所及び補給支援センターに職員を派遣し、避難所等に配送する物資について調整します。

(3) 補給品

主な補給品の品目、必要量、取得及び注意事項等については以下のとおりです。

ア 補給品の特性

品名	特 性
食品	<ol style="list-style-type: none"> 1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。 3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。
燃料	<ol style="list-style-type: none"> 1 常続的に必要とし、必要量は避難の規模、季節等により差異があります。 2 運送、保管の際は火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配分します。
復旧資材等	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し計画的に分散させておくことが必要です。
日用品 し好品	<ol style="list-style-type: none"> 1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給することが必要です。
衛生資機材	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援者の発生数により必要量は大きく変動します。 2 一部避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国による備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、また、有効期間が短いため特別の補給方法が必要です。
給水	<ol style="list-style-type: none"> 1 季節及び状況によって必要量に差異があります。 2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。 3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。

イ 各補給品の補給業務

品名	補 給 業 務	
食品	必要量	避難住民等の人数に応じて、補給必要量が決まります。
	取得	<p>1 当初の段階</p> <p>(1) 備蓄食品の提供</p> <p>(2) 加工食品の調達 補給支援体制が整うのに伴い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため県は、業者毎の調達数量を決定し、発注することとされています。</p> <p>市（産業部）は、食品の必要量を見積もり、県に対し請求するとともに備蓄食品の運用に協力します。</p> <p>2 炊出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定）</p> <p>(1) 米穀の調達 避難施設等の体制が整い、米の炊き出しによる食品提供が可能となった段階で、県が精米を調達して提供することとされています。</p> <p>(2) 副食品の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料等については、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達し、不足する場合は協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(3) 生鮮食品の調達 生鮮食品については、県が協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(4) 調製粉乳等の調達 乳幼児（1歳半未満）用として必要な調整粉乳、乳びん、乳幼児用食品等の確保については、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達することとされています。</p> <p>(5) 市（福祉保健部）は、市内における炊き出し等について協力を要請するとともに、食料等の必要量を取りまとめ県に請求します。この際、アレルギー対応食品の調達にも留意します。</p>
	配分	<p>1 通常毎日、食品を緊急物資集積所で荷分けし、避難所に運搬交付します。</p> <p>2 各避難所は食品請求票を作成し、県対策本部（補給支援センター）へ提出します。</p> <p>3 県は、避難住民等の人数に応じた調達計画を作成し、また指定行政機関、他都道府県等に対し、不足する食品の提供を要請することとされています。</p>

飲料水	必要量	<p>1 県の補給業務等</p> <p>(1) 給水状況や住民の避難生活状況等必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水計画を定め、給水体制を確立することとされています。</p> <p>(2) 車両運送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、車両等によって運送することとされています。</p> <p>(3) 道路障害除去が遅れ運送が困難な場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請することとされています。</p> <p>2 市の補給業務等</p> <p>(1) 各避難所等毎の給水状況を確認し、給水必要量を見積もり水道事業者等と調整して、水道施設、給水車等を活用し飲料水を補給します。</p> <p>(2) 給水が可能となるまでの間、受水槽の水、ろ水器、浄水剤等により井戸・プールの水を使用する等、あらゆる方法により飲料水を確保します。</p>
	取得	<p>給水施設又は給水車両により取得することとされています。</p> <p>なお、給水施設及び給水車両による取得が不可能な場合は、備蓄などの携帯型飲料ボトルにより取得します。</p>
	配分	<p>避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとします。</p> <p>1 県は、給水拠点での応急給水及び車両による応急給水などを実施することとされています。。</p> <p>2 市（建設部）は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から緊急要請があった場合は、県に対し車両運送による応急給水を要請します。なお、携帯型飲料ボトルによる対応の場合は、食品と同様に配分します。</p>
その他の補給品	必要量	<p>市は、市内の状況を取りまとめ、所要品目、数量等を県に要請します。</p>
	取得	<p>1 県は、各協定業者から必要な補給品を購入し、又は、他都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関等へ協力を求めることとされています。</p> <p>2 市は、県から必要な補給品を入手します。</p>
	配分	<p>1 県は、補給品を緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難所へ配分することとされています。。</p> <p>2 市（産業部）は、市内の補給品の配分について、県との連絡調整及び情報提供など必要な支援を行います。また、緊急物資集積</p>

	所を補助します。
--	----------

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

知事は、備蓄する物資が不足する場合、流通する商品を確認することとされています。また、次の物資について必要があると認める場合、業者に売渡しの要請等を行います。

ア 対象となる商品（特定物資）（法第81条、令第12条）

特定物資	備 考
1 医薬品	
2 食品	
3 寝具	
4 医療機器その他衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	ペットボトル水等
6 被服その他生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣(洋服、作業衣、子供服等)、肌着(シャツ、パンツ等) ・身の回り品(タオル、サンダル、傘等) ・日用品(石けん、歯磨き、バケツ、トイレトペーパー等) ・炊事用具、食器(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、箸、皿等) ・光熱材料(マッチ等)
7 建設資材	<ul style="list-style-type: none"> ・収容施設、臨時医療施設の建設工事に必要なものに限定 ・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他
8 燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の実施に必要で内閣総理大臣が定めるもの

イ 売渡し要請等の一般要領

(ア) 売渡し要請

知事(各部局)は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請することとされています。

(イ) 収用

知事(各部局)は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して特定物資を収用することとされています。

(ウ) 保管命令

知事(各部局)は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管、運送業者に対し、公用令書を交付して特定物資の保管を命じることとされています。

(エ) 立入検査

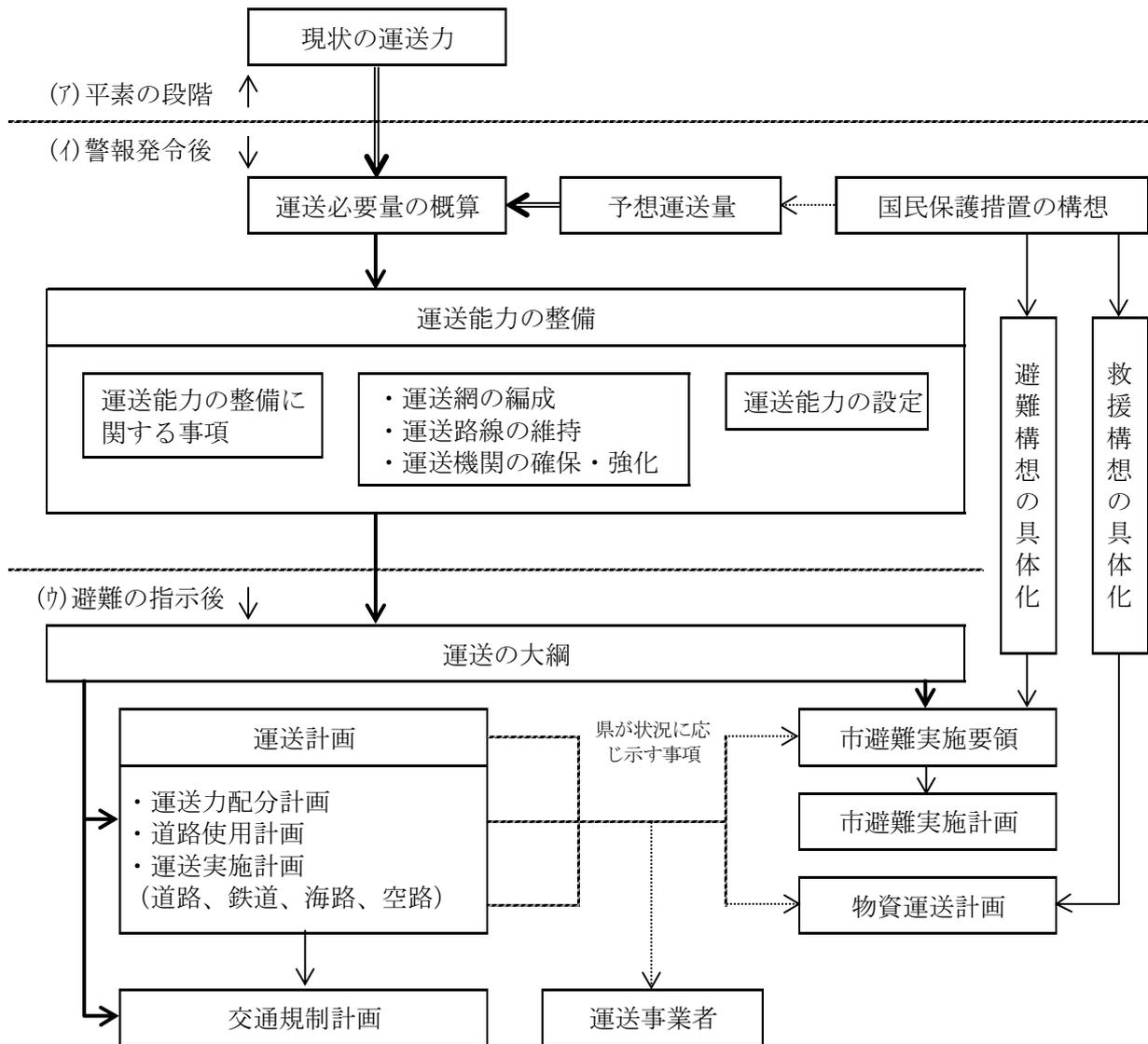
- a 知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせることとされています。
 - b 知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせることとされています。
- ウ 収用、保管命令の要請等
- (ア) 知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令等を行うことがあります。
 - (イ) 市長は、避難、救援に必要な補給品について必要があると認めるときは、知事に対して確保及び特定物資の売渡要請等の措置を求めるとともに、救援の実施の委託を受けている場合においては、業者に対する売渡要請などを実施します。

2 運送

(1) 運送の一般的要領

避難住民及び緊急物資の運送は、原則として、県が指定（地方）公共機関である運送事業者と運送契約を締結し、運送手段を一元的に運用することとされています。

正当な理由なく運送が行われない場合、県対策本部長は指定（地方）公共機関に対し総合調整等を行い、（指定公共機関は国対策本部長に総合調整を求めます。）なおも運送が行われない場合は、知事は指定（地方）公共機関に運送の指示（是正の指示）を行うこととされています。（指定公共機関については、内閣総理大臣の是正指示。）



- ア 市（総務部、産業部）は、平素から地区ごとに住民避難に必要な運送手段を見積もり、運送手段の的確かつ迅速な確保についてあらかじめ県と協議、検討します。
- イ 住民避難の際、市（総務部、産業部）は、県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調整を行います。
- ウ 県による運送計画が示された場合、市（総務部、産業部）は、これを受けて地区ごとに運送手段を配分、運用するとともに、職員による運送車両の誘導など適時適切な受援を実施します。

(2) 運送手段

事態の状況に応じて、避難のための運送手段を設定します。各運送手段の一般的特性は、次のとおりです。

手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽易に利用できる。 ・状況の変化に即応できる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の集中する地域において混雑を起ししやすい。 ・気象、頻雑な通行等により破損しやすい。 ・敵の攻撃に対して脆弱 ・道路の管理者が異なり調整に時間を要する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路規制の的確な実施 ・補修、整備の常時実施 ・警戒、防護の処置 ・関係機関との十分な調整
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した大きな運送力 ・長距離の運送に適した効率的な運送手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける。 ・修理には高度の技術、多くの作業力、資材、時間を要する。 ・橋、トンネル、操車場等は攻撃目標になりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の積極的な協力を得て、計画的かつ最大限に活用 ・必要に応じ重要箇所警戒、防護、応急復旧、補助手段等の対処措置
海路	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離、大量の一括輸送に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速度が比較的遅い。 ・港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約 ・気象の影響を受ける。 ・攻撃目標になりやすい。 ・運送実施のための組織が複雑・運送準備に多くの日時を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関等との緊密な調整 ・運送の計画及び手続きの早期着手
空路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速 ・経路の選定が自由 ・長距離及び応急的な輸送に適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、飛行場、事態により制約を受ける。 ・重量及び容積等の制限 ・飛行場は攻撃目標になりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な時期、地点、避難住民の空輸を行う等、重点的かつ効率的な実施 ・美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力・運送必要量の概算

ア 運送能力の概算

県（地域振興部、商工労働部）は、一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにし、この概算に基づいて補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

イ 運送必要量の概算

県は、避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにし、この概算に基づいて運送路線の維持、通信施設、補給支援

組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

ウ 市の業務

(ア) 市（総務部）は、地区ごとの運送必要量の見積を作成し、これに基づいて市内の住民避難に備えるとともに県に報告します。

(イ) 住民避難の際、市（総務部、産業部）は県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調整を行います。

(ウ) 県による運送計画が示された場合、市（総務部、産業部）はこれを受けて地区ごとに運送手段を配分、運用するとともに、職員による運送車両の誘導など適時適切な受援を実施します。

(4) 運送に関する計画

ア 運送計画

避難措置の指示を受けた場合、県及び市（総務部、産業部）は以下のとおり運送に関する計画を作成します。

(ア) 運送力配分計画

避難措置の指示を受けて、県（地域振興部）が作成します。一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- a 運送対象となる避難住民
- b 発地、着地
- c 運送内容
- d 運送時期、経路
- e 運送担任機関

(イ) 道路使用計画

交通規制の実施の基礎となるもので、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、県（県土整備部）がこれに沿って作成します。計画には、次の事項を定めます。

- a 使用する道路網、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、交通検問所、交通情報所
- b 道路の利用の一般的優先順位
- c 通行及び報告等の手続き
- d 通信連絡手段
- e 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

避難の指示を受けて、県（地域振興部）が運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成する陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めたものです。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画し、計画には、次の事項を定めます。

- a 運送計画番号、市町村名
- b 運送の担任
- c 避難住民地区番号及び避難住民数
- d 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- e 物資、食品・衛生に関する事項

f 必要とする補給拠点業務

市は、県及びその他関係機関・団体との連携を強化し、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて市の避難実施要領等を作成します。

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の運行を禁止するなどの交通規制計画を作成することとされています。交通規制計画は、運送計画に基づき、道路管理者と協議して作成するもので、次の事項を定めます。

- a 交通規制路線、区間、迂回路
- b 交通規制要員の配置
- c 交通検問所の設置場所、要員・機材等
- d 交通規制の広報の方法等
- e 交通事故処理、道路障害物の除去等交通障害の復旧対策
- f 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- g 隣接県等に及ぶ広域交通規制

市は、交通規制計画の作成に必要な道路情報などを提供するとともに、交通規制について住民へ周知し、また、避難住民の運送等のルートを維持します。

ウ 避難実施要領

市長（事務局）は、県、境港警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急処理事態等の事態の類型別に作成するとともに、避難行動要支援者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮します。

市長（事務局）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事（危機管理局）及び境港警察署等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

(ア) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(イ) 避難実施要領における主な規定事項

市長（事務局）は、次の事項に留意して避難実施要領を作成します。この際、必要に応じ知事などの支援を受けます。

項 目	留意事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、町内会、事務所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合場所への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認 2 避難行動要支援者への配慮事項等 3 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
市職員、消防職団員の配置等	1 市職員の配置 2 消防職団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
避難行動要支援者への対応	1 避難行動要支援者への対応方法（避難支援プラン、必要に応じ支援班の設置等）
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法
避難住民の誘導中の食料等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食料、水、医療、情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(ウ) 避難行動要支援者の避難支援プラン

- a 市（福祉保健部）及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難ができるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び避難支援プ

ラン（個別支援計画）を定め、災害時における支援者（自主防災組織、警察、消防、民生委員、自主防災組織・自治会、その他避難支援等の実施に係わる関係者）に提供します。提供の際は、個人情報保護について徹底します。

b 市（福祉保健部）は、避難行動要支援者名簿等の作成において、「災害時要援護者避難対策推進指針」等に基づき県（福祉保健部）の支援を受けます。

エ 物資運送計画

市（総務部、建設部）は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めます。その際、県及びその他関係機関・団体との連携を強化し、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した物資運送計画に基づいて作成します。

(5) 運送の実施

ア 運送業務

県（関係部局）は、運送計画に基づき、一元的に運送を手配・調整するとともに、各市町村の運送請求票に基づき、運送機関と調整して運送力配分計画を作成し、同計画をもって市町村に、避難方法等を指示することとされています。

市（総務部、産業部）は、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて市内の運送を計画、運用します。

イ 運送手続き

市（各部局）は、県（地域振興部）に対し、運送計画に基づく運送請求票を提出します。

ウ 交通規制の実施（交通検問所）

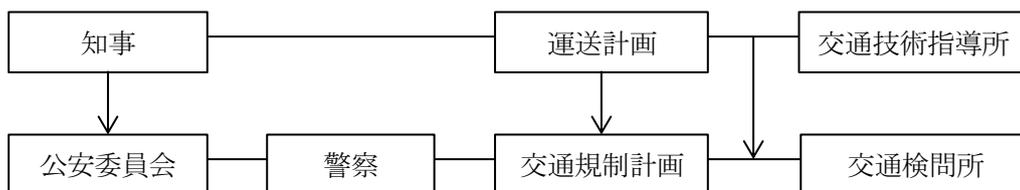
(ア) 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置することとされています。

交通検問所の業務は、次のとおりです。

- a 緊急通行車両の申請受付、確認
- b 通行車両の確認、誘導
- c 運送状況の把握、報告
- d 交通規制の広報の手段
- e 交通情報の収集と提供

(イ) 交通技術指導所の設置

a 県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領等の技術指導を実施し、警察の行う交通規制の技術的援助を行なうこととされています。



b 市（各部局）は、情報の提供など交通規制を支援するとともに、交通規制などの情報について住民へ周知します。

(6) 避難行動要支援者の運送

ア 運送の実施

(ア) 知事(福祉保健部、地域振興部)は、あらかじめ定める避難行動要支援者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行なうこととされています。

(イ) 市(福祉保健部)は、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の誘導を実施します。この際、必要に応じ優先避難、専用車両等の手配等を実施します。

イ 運送の手続

(ア) 市(福祉保健部)は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点まで運送します。

(イ) 県(福祉保健部、地域振興部)は、市の状況に基づき避難行動要支援者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備することとされています。

ウ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送(美保飛行場に限定)により実施することとされています。この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行います。

3 衛生

県、市(福祉保健部)は傷病者を的確かつ迅速に治療・搬送するとともに、避難住民等の健康維持に努めます。

(1) 衛生支援組織の構成

ア 構成

衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成されます。

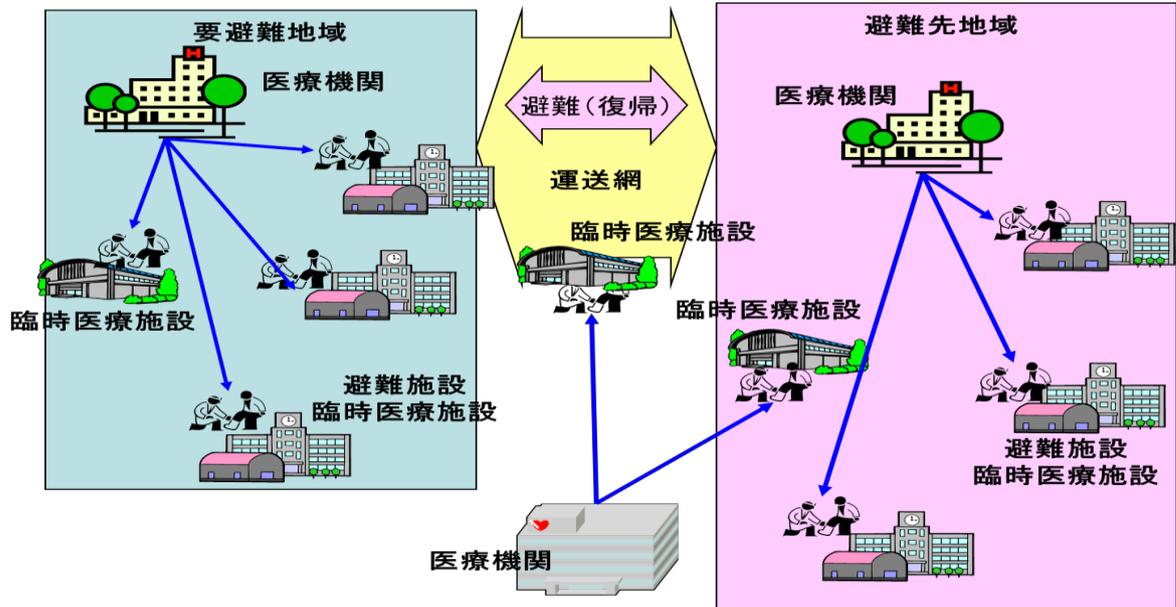
イ 臨時医療施設の設置

県(福祉保健部)は、必要に応じ、要避難地域(避難の経路にある地域を含む。)及び避難先地域に臨時医療施設を設置することとされています。臨時医療施設においては応急治療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行うこととされています。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たることとされています。

救護班は、知事(福祉保健部)が県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されることとされています。



※ 市(福祉保健部)は、県との連絡調整、市内における衛生支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(2) 治療、搬送

ア 治療

(ア) 県は、傷病者の治療について、以下の体系により措置を実施することとされています。

治療区分	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域 緊急物資集積所	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

(イ) 市(福祉保健部)は、第一線救護、臨時医療施設救護を支援するとともに、県(福祉保健部)に対し情報を提供し、また、市内の状況に基づいて必要な要請、連絡調整を実施します。

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

入院患者、負傷者等に最適の治療を加えることを目的とし、トリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに、中継の減少、適切な患者規制等により能率的な業務を行います。

(イ) 搬送手段

傷病者の搬送手段については、県が道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全、迅速、快適かつ能率的な手段を選択し搬送することとされています。

市(事務局)は、安全を確認した上で武力攻撃災害現場に消防団などを派遣し、応急治療、消防機関の活動支援を実施するとともに、情報を収集し、県、関係機関・団体へ提供します。なお、搬送能力が不足する場合は、警察誘導による市の

所有に属する車両等、利用可能なあらゆる搬送手段の利用を検討します。

ウ 特殊災害における傷病者の搬送

NBCR災害など特殊災害発生時における傷病者の搬送については、県（危機管理局、福祉保健部）の調整のもと消防、警察、自衛隊などと連携して対処します。

(3) 防疫

県（福祉保健部）及び衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等の各種調整を行い、感染症及び食中毒を予防することとされています。

ア 防疫体制

(ア) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置によりその発症を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

初動を重視して、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

イ 感染症発生状況に応じた防疫

恒常予防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第1期防疫	避難施設の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第2期防疫	避難施設に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編制、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第3期防疫	避難施設に感染症が集中的に発生した場合、強烈な感染症が発生した場合に実施します。 第1期防疫及び第2期防疫の処置を強化して行います。

ウ 市（福祉保健部）は、県と連携し、以下のとおり防疫業務を実施、支援します。

(ア) 市内の各地区、避難所、医療機関等の感染症情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。

(イ) 県と協力して予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を支援、実施するとともに、住民への広報などを行います。

(ウ) 市管理の下水道の水質検査、消毒などを実施するとともに、廃棄物処理、し尿処理などについて衛生を確保し、感染症の発生などを防ぎます。

(4) 医療の確保

ア 医療関係者への医療実施の要請等

(ア) 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療

関係者に対し医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示して要請することとされています。

医療関係者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
-------	--

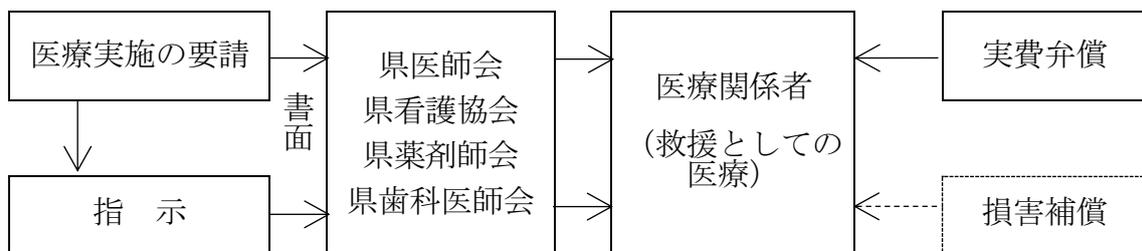
イ 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、知事（福祉保健部）は医療関係者に対し書面により医療を行うべきことを指示することとされています。

ウ 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保することとされています。

エ 医療実施要請の一般要領



オ 指定（地方）公共機関の医療の実施

医療関係機関である指定（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行なうものとします。

カ 市（福祉保健部）は、以下のとおり医療の確保を支援、要請します。

- (ア) 市内の医療情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告します。
- (イ) 市内の医療機関だけでは十分な医療が確保できないおそれがある場合は、速やかに県（福祉保健部）へ状況を報告し、必要な要請を行います。
- (ウ) N B C R 災害など特殊災害発生時における医療の確保については、県（危機管理局、消防局、福祉保健部、病院局）の調整のもと関係機関と連携して実施します。

(5) 健康管理

ア 健康管理の要領

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）と協力して、個人の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情把握を基礎として、各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

イ 健康管理の実施

(ア) 体力増進、予防衛生、環境衛生

市（福祉保健部）は、米子保健所等と協力して、避難住民等や避難所の状況、問題点等について県に情報提供し、必要に応じ要請を行うとともに、健康管理上

の注意事項等について住民へ周知徹底します。

(イ) メンタルヘルスケア

市（福祉保健部）は、知事（福祉保健部）が編成したソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘルスケア対応チームについて、住民に周知徹底し、避難住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを支援します。

(6) 廃棄物処理

ア 廃棄物処理対策

県（生活環境部）は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備することとされています。

(ア) 県（生活環境部）は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、市からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行なうこととされています。

(イ) 県（生活環境部）は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県等に対し応援を要請することとされています。

(ウ) 市（市民生活部）は、武力攻撃災害等や避難住民等の受入れによる廃棄物の増等について見積もりを行い、必要な場合は速やかに処理能力の強化、県（生活環境部等）に対する支援要請など、必要な措置を実施します。

イ 廃棄物の収集等の発注

市長（市民生活部）は、市内に特例地域（※1）が指定された場合は、廃棄物処理法の規定（※2）に関わらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します。（法第124条第3項）

ウ 特例基準に適合しない廃棄物の収集等への措置

市長（市民生活部）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分方法の変更その他必要な措置を指示します。

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法第124条第1項）

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法第124条第2項）

4 施設

(1) 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

ア 施設及び設備の整備、点検

市は、管理する施設及び設備の整備、点検に当たっては、防災、国民保護の視点

も念頭におきながら行います。

イ ライフライン施設の機能性の確保

市（建設部）は、管理する下水道について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

ウ 復旧のための各種資料等の整備等

市は、管理する施設の的確かつ迅速な復旧のため、地籍、不動産登記その他土地建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータベースを活用しつつ整備し、適切に保存するとともに、バックアップ体制を整備します。

(2) 建物

ア 建物の建設に関する計画

(ア) 市（事務局、各部局）は、全県的な収容施設建設計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、市内における施設の建設に関する計画を作成します。計画の作成に当たっては、状況の変化に対応できるよう、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

(イ) 市（事務局、各部局）は、県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）などに対し市内の被災情報、避難住民の受入状況などの情報を提供し、必要な建物を建設するよう要請します。

イ 建設する施設の種類

(ア) 市（事務局、各部局）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

(イ) 市が建設し又は建設を要請する施設の種類は以下のとおり。

- a 避難施設
- b 臨時医療施設
- c 医療施設
- d 応急仮設住宅

(3) 土地

ア 目的

(ア) 知事（各部局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物などを、原則として占有者等の同意を得て使用することとされています。（法第82条）

(イ) 市（建設部）は、候補となる土地の調査、情報提供、占有者などへのあつせん等により、土地等の使用を支援します。また、県から救援の実施の法定受託を受けて収容施設や臨時医療施設を設置する場合、必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て使用します。

イ 土地利用の計画

(ア) 市（建設部）は、県の全県的な土地利用計画の作成に当たり、県との連絡調整を行うとともに、市内における土地の利用に関する計画を作成します。

(イ) 土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地利用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

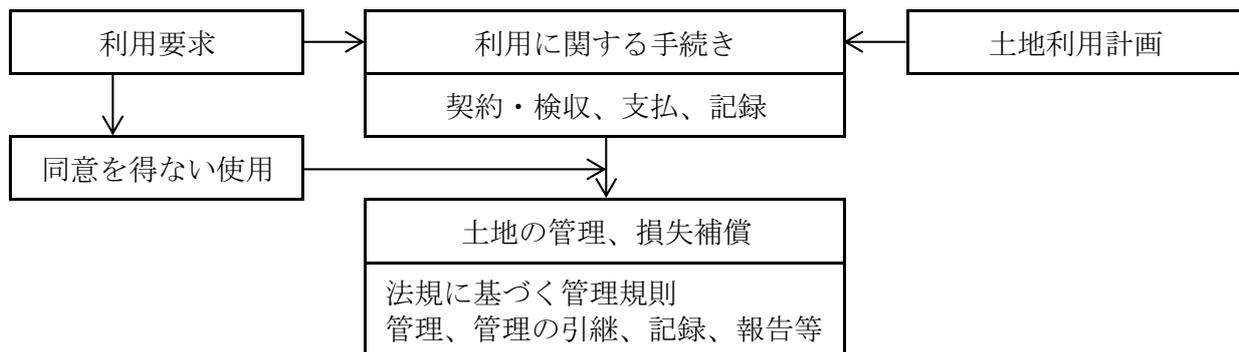
市長（建設部）は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地等の管理者に対し、土地の使用について同意を求めます。

(イ) 同意を得ない土地等の使用

市長（建設部）は、土地等の管理者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地を使用します。

(ウ) 立入検査

市長（建設部）は、土地等の使用のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に当該土地等の立入検査を行わせます。



(4) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

(ア) 知事（危機管理局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て避難施設を指定し、避難施設を確保することとされています。指定に当たっては市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された施設を活用することとされています。

(イ) 市長（事務局）は、市内の候補施設の選定などについて県（危機管理局）と連絡調整を行い、必要な協力を実施します。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物が指定されるよう配慮します。

また、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に偏ることのないよう指定されるとともに、できるだけ多くの施設の確保されるよう配慮します。

なお、県の指定に当たっては、市の地域防災計画で指定された避難施設を活用することとされています。

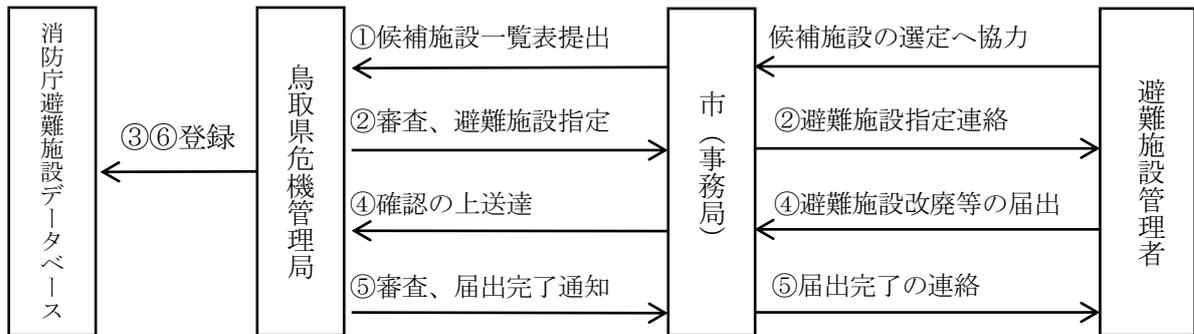
イ 避難施設に備えるべき要件等

避難施設が備えるべき要件等については、以下のとおりです。

要件	内容
安全性	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地がある。 2 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあつては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域 3 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあつては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所 4 建物の安全性 避難施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えている。（コンクリート造の建物を優先する。） 5 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないこと。
公共性、地域性	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公共的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用すること。 2 その他施設 その他施設の活用にあつては、自治会、学区等を単位とすること。 3 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。
生活必需品等の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所 2 ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できる。 3 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有する。
衛生環境	<ol style="list-style-type: none"> 1 概ね居室3.3㎡当たり2人の広さが確保できること。 2 汚水、し尿、廃棄物等が処理できること。 3 医療、助産が提供できること。

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 2 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。
-----	---

ウ 避難施設指定の手順



指定の要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事（危機管理局）は、避難施設の候補地の選定について市に協力をすることとされています。 2 市（事務局）は、1の候補地について、政令で定められた基準に基づき調査を行い、結果を県に報告します。 3 県は管理者の同意を得た上で避難施設として指定します。指定を行った場合は、当該施設を有する市町村及び施設管理者に対して通知することとされています。 4 指定を行った施設について、消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、有事の際の情報共有に努めることとされています。 5 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村を通じて知事（危機管理局）に届け出ます。 6 変更の届け出のあった避難施設について審査を行い、適当であればその旨を当該施設の有する市町村長を通じて施設管理者に通知します。 7 施設の重要な変更が行われた場合は、変更があった施設の情報を消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、市町村へ情報を提供します。 <p>※ 消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設名称 ◎ 管理者の名称 ◎ 施設所在地（郵便番号、住所） ◎ 連絡先（電話番号、ファックス番号） ◎ 管理者の連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス） ◎ 施設の管理者の属性（公、私）
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 構造（コンクリート造、その他） ◎ 宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積（屋内（㎡）、屋外（㎡）） ◎ 収容人員（屋内（人）、屋外（人）） ○ 保有施設等（トイレ、入浴設備（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など） ○ 災害対策の避難場所の指定の有無 ○ 備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など） <p>【◎：必須項目、○：任意項目】</p>
整備	市（事務局）は、住民の避難施設確保のため、県（危機管理局）に対し積極的に市内の施設情報を提供します。
点検	市（事務局）は、年に一度、市内の避難施設の管理状況について、施設管理者の報告を取りまとめ、県（危機管理局）に報告します。

エ 避難施設の管理

(ア) 知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理することとされており、指定された避難施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行うこととされています。

- a 施設の廃止
- b 用途の変更
- c 改築

d 重要な変更（避難住民等の受入、救援の用に供すべき部分の総面積の1/10以上の増減等）

(イ) 市長（各部局）は、市内の避難施設について状況を把握し、市所管の避難施設について維持管理に努めるとともに、変更等の届出については、確認の上知事（危機管理局）へ通知します。

オ 避難施設指定・改廃の通知

(ア) 知事（危機管理局）は、避難施設を指定、変更した時は、市、消防局及び警察本部にその旨を通知することとされています。

(イ) 市長（事務局）は、知事から通知を受けて、市内の避難施設について消防団、自治会、住民へ周知します。

カ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) 避難施設の消防基準

a 知事（危機管理局）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めることとされています。（法第89条）

b 市長（各部局）は、市所管の避難施設について同基準に基づいて整備し、また、自治防災課は市内の避難施設の整備状況を把握します。

(イ) 避難施設の管理運営

a 知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び

公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を整備することとされています。

b 市長（福祉保健部）は、同指針及びマニュアルに則り、避難施設を管理、運営します。

(5) 復旧等

ア 応急復旧（法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(ア) 市が管理する施設及び設備等の緊急点検等

市（各部局）が管理する施設及び設備等の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信機器の応急の復旧

市（総務部）は、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置、他の通信手段への切替等を講じます。

(ウ) ライフライン施設の応急の復旧

市（建設部等）は、管理する下水道について、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による機能回復、維持に努めます。また、水道、電気、ガス、通信等の被害状況を把握し、米子市水道局等ライフライン事業者に被害状況等を通報し、応急の復旧を要請します。

(エ) 運送路、運送施設の応急の復旧

市（事務局、建設部等）は、市内の道路、鉄道、空港、港湾施設等について速やかに被害状況を把握し、障害物の除去その他避難住民の運送の確保に必要な応急復旧措置を講じます。また、避難住民の広域的な運送等に要する運送路を優先的に確保するために、必要な応急復旧措置について県と調整します。

(オ) 応急復旧の支援要求（法第140条）

市（事務局、各部局）は、応急復旧措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

イ 復旧（法第141条）

武力攻撃災害により被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため必要な措置を講じます。基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部局は国民保護措置に要する財政需要（必要となる金額、時点など）を見積もり、総務部と協力して財源の確保に努めます。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

(ア) 優先的に取り組むべき事項の順位の設定

(イ) 予算の重点配分、流用、予備費充当

(ウ) 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置

予算措置が必要な場合には予算編成を行い、議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 出納及び物品購入

国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 支払い手続き等

緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置等

ア 被災者に対する市税の徴収猶予及び減免の措置

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他徴収金の減免、徴収猶予

市の所有に属する財産、物品の貸付、使用許可及び対価についても減免及び執行猶予の対象とします。

(4) 損失補償等

ア 損失補償（法第159条第1項）

市は、市長が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。

特定物資の収用	法第81条第2項
特定物資の保管命令	法第81条第3項
土地等の使用	法第82条
応急公用負担等	法第113条第3項（同条第1項に係る部分に限る。） 法第113条第5項（同条第1項に係る部分に限る。） において準用する災対法第64条第7項、第8項
車両その他の物件の破損	法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）

イ 医療関係者への弁償

知事の医療実施の要請、指示により医療を行う医療関係者に対しては、県が実費を弁償するものとされています。（法第159条第2項）

(5) 損害補償

ア 協力者への損害補償

市は、市長、市職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法第160条第1項）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）
救援への協力	法第80条第1項
消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	法第115条第1項
保健衛生の確保への協力	法第123条第1項

イ 医療関係者への損害補償

知事の医療実施の要請、指示により医療を行う医療関係者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障がい状態になったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、県が補償することとされています。（法第160条第2項）

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、県に対しその損失の補てんを請求します。（市の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）このため、総合調整又は指示に係る損失額を記録、確定するとともに、その根拠となる資料を保管します。

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法第29条第1項）

※2 指示＝知事の指示（法第67条第2項（法第69条第2項において準用する場合を含む。）、法第73条第2項（法第79条第2項において準用する場合を含む。）

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

市は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について市が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除く。）（法第164条）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(ア) 他の地方公共団体の長等の応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条）を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。（法第165条第1項）ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めます。（法第165条第2項）

(イ) 他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援（法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第6条、第119条）に要した費用の支弁を請求します。（法第165条第1項）ただし、相手方の求めを受けたときは、当該

費用を一時的に立て替えて支弁します。（法第165条第2項）

ウ 知事が市長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市長の措置を代行（法第14条）した場合、市が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁することとされています。

（法第166条）

(ア) 知事が代行を行う前に市の実施した国民の保護のための措置に要する費用

(イ) 他の市町村長が応援のために負担した費用

市長は（総務部）、財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、県に対しその旨を申し出るとともに負担する費用を集計して報告します。

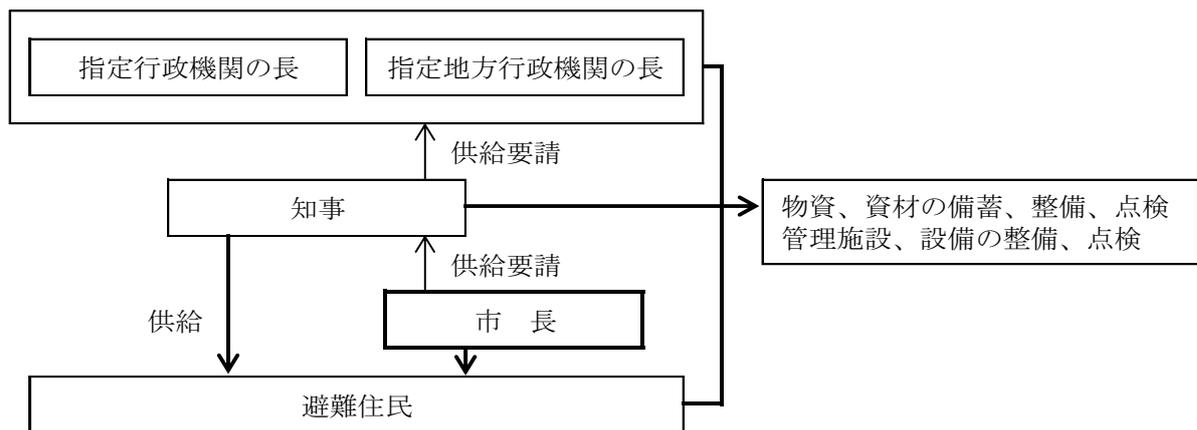
エ 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合、当該市長による救援の実施に要する費用を支弁することとされています。（法第167条第1項）

市長（総務部）は、救援の実施に要した費用を集計し、県（総務部）に請求します。ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合、または、県の支弁を待ついとまがないときは、市は救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁します。

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄



ア 備蓄の基本的考え方

(ア) 避難所での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県（危機管理局、農林水産部）及び市の備蓄又は調達する食品等を支給します。

(イ) 避難所への運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。このため、市は県と協力して、市内の物資の支給が迅速にできるよう備蓄・調達体制を整えます。

(ウ) 市内事業所や各家庭において、3日間の食料等を備蓄するよう啓発します。

イ 備蓄の要領

(ア) 県は、被害想定に基づく避難住民数と、避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針及び備蓄計画を定め、計画的に備蓄することとされています。

(イ) 県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、知事（危機管理局）が一元的に運用し、不足する備蓄物資等については国に供給を要請することとされています。

この際、防災における備蓄との整合性、国や県などとの相互協力及び流通備蓄の活用を図ります。

県 市町村（2を除く）	1 備蓄・調達を推進します。 2 広域的な見地から市町村備蓄食品を補完し、滞在者等に対応するための食品についても備蓄を推進します。不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他の都道府県等からの応援により確保します。 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）も備蓄します。 4 平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。
----------------	---

ウ 国、県、その他関係機関との連携

(ア) 市は、国民保護計画に必要な物資及び資材について、国、県及び関係機関と連携しつつ備蓄、整備します

(イ) 以下の物資及び資機材については、国において必要に応じ備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県では国の整備状況を踏まえ連携しつつ対応することとされています。

- a 国が整備や整備の促進に努めるもの
化学防護服、放射線測定装置等の資機材
- b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

(2) 救援物資の取扱い

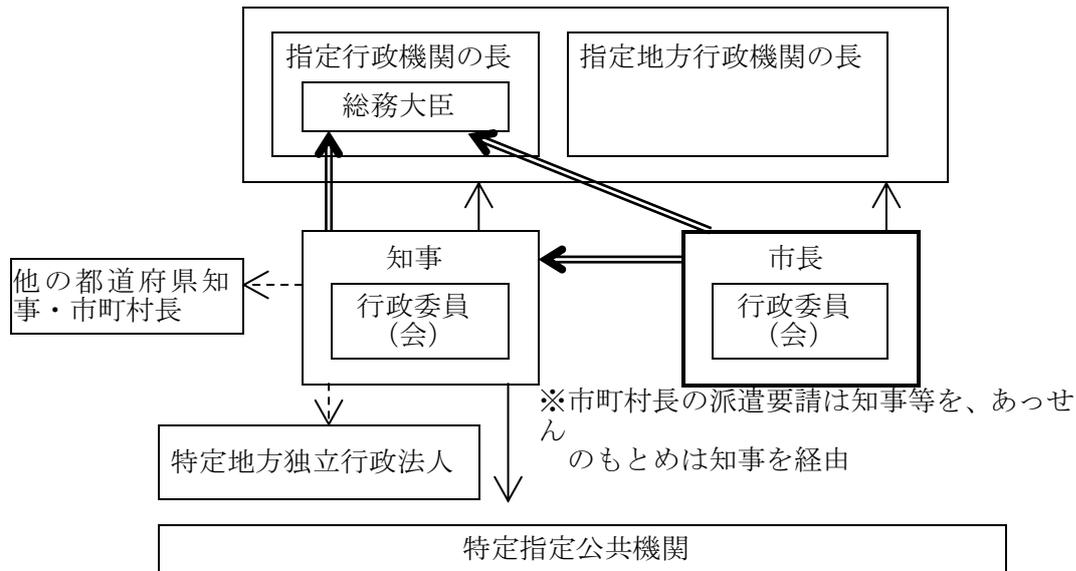
ア 武力攻撃災害に際しては、衣類、食品、医薬品について、善意の救援物資が届けられることが予想されます。しかしながら、避難施設でのニーズとの相違、分配の労力及び手段などについて問題が生じることが予想されます。このため、知事（商工労働部）は市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制を整備することとされています。

イ 市長（福祉保健部）は、県（福祉保健部）から救援物資のあっせんを受け、各避難施設のニーズを取りまとめて、知事（福祉保健部）に報告するとともに、受入れ

の日時、場所及び運送経路などを連絡します。なお、救援物資については、原則として、避難施設への直送を依頼します。

7 人に関すること

(1) 職員の派遣とあっせん



- 派遣要請（法第151条）
- - - - -> 派遣要請（自治法第252条の17、地方独立行政法人法第124条第1項）
- ==> あっせん要請（法第152条）

ア 職員の動員

- (ア) 市長（総務部）は、平素から職種別人員数を把握し、国民保護体制への移行に伴う職員の動員などについて計画を作成します。
- (イ) 事態の推移に応じ、計画に定める配備を行い、職員動員計画を超えて動員数を確保する必要がある場合、市長（総務部）は各部局間の職員の動員について調整を行います。
- (ウ) 各部局における職員の配置換えなどについては、各部局が必要に応じ総務部と協議した上で実施します。

イ 職員の派遣の要請、あっせんの求めなど

(ア) 職員の派遣の要請

市長（総務部）は、市職員のみでは国民保護措置が実施できないと判断したときは、以下のとおり職員の派遣を要請します。

- a 県及び他の市町村又は指定行政機関等の職員の派遣要請は、県（総務部）を経由して行います。
- b 派遣要請は以下の事項を記載した文書により行います。
 - (a) 派遣を要請する理由

- (b) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (e) その他職員の派遣について必要な事項

c 派遣職員の受入準備

市長（総務部）は、職員の派遣を要請したときは、派遣職員の宿舍等、受入れ準備を行います。

(イ) 職員のあっせん（法第152条）

a 知事に対する職員派遣のあっせん要求

市長（総務部）は、指定行政機関等からの職員派遣を要する場合は、知事（総務部）に対して指定行政機関等の職員派遣についてあっせん要求します。

b 受け入れ態勢

受入者の宿舍等の確保について、関係機関と調整します。

c あっせん要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- (a) 派遣のあっせんを求める理由
- (b) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (c) 派遣を必要とする期間
- (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (e) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ 職員の派遣

市長（総務部）は、県又は県を通じ他の市町村から職員の派遣の要請を受けたときは、市内の職員の状況、派遣の条件、受入準備などを確認し、派遣する職員を選定し、事前に協議の上、派遣します。

エ 職員の派遣要請などに係る注意事項

(ア) 関係機関との相互派遣協定等の整備

市長（総務部）は、平素から職員の派遣について関係機関と連絡調整を行い、必要に応じて相互派遣協定等の整備を実施します。

(イ) 武力攻撃災害発生時などの市職員の人的応援体制の確保

市長（総務部）は、あらかじめ武力攻撃災害発生時などの応援に派遣できる職員、不足が見込まれる職員を把握し、応援体制を整備します。

(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い

ア 留意事項

(ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧に行います。

(イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。

(ウ) 遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理を行います。

(エ) 救出任務を与えられた人は、ひどい心理的後遺症に苦しむことがあるのでメンタルケアに努めます。

イ 業務

(ア) 遺体の搜索、収容、識別、埋葬又は火葬

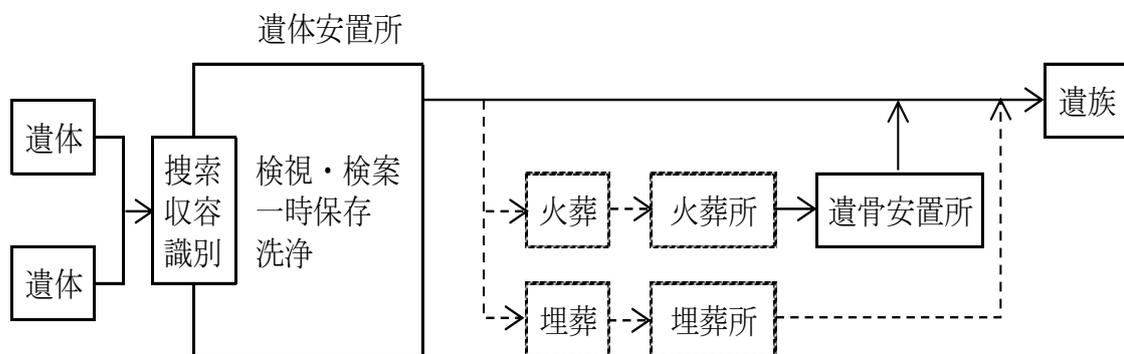
(イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管

(ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

(エ) 記録・報告すべき事項

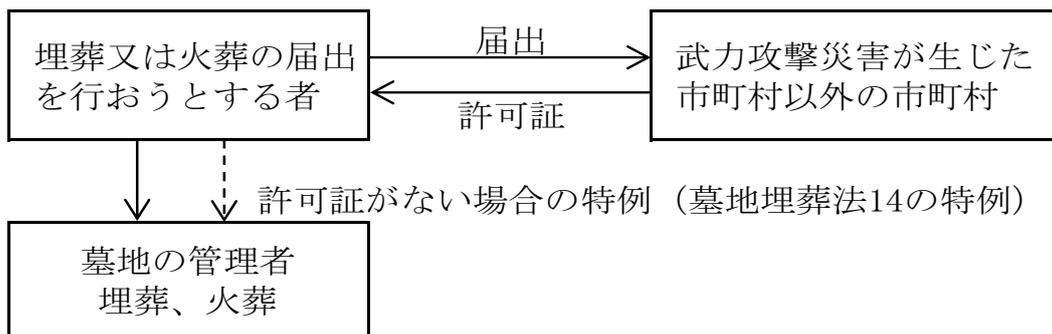
- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍
- ⑥ その他識別するための情報
- ⑦ 死亡の日時
- ⑧ 死亡の場所及び状況
- ⑨ 遺体等の所在

ウ 業務系統の一例



エ 埋葬、火葬の手続

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合は、厚生労働大臣が定める期間について、埋葬及び火葬の特例により手続きを行います。



8 関係機関との連携

(1) 応援要請

市（事務局）は、被害が甚大で独自で対処できないと判断されるときは速やかに県（危機管理局）、境港警察署、西部消防局、自衛隊、海上保安庁、他の市町村等に応援を要請します。

また、住民の避難及び避難住民の救援に必要な物資、資材が不足した場合、知事に

供給を要請します。

(2) 県との連携

ア 県対策本部との連携

市長（市対策本部）は、市内における国民保護措置の実施に当たり県、県対策本部と相互に緊密に連携します。

(ア) 必要な場合、市対策本部の会議に県職員などの出席を求めます。

(イ) 市内における国民保護措置を総合的に推進するため必要があるときは、県対策本部長に総合調整を要請します。

イ 県現地対策本部との連携

市は、県現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、県現地対策本部と密に連絡調整を行います。また、県現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態合同対策協議会が開催されたときは、職員を出席させ、情報共有や連絡調整を行います。

※ 国が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、県と共に参加し国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めます。

(3) 他の市町村等との連携

ア 応援要請

市長（市対策本部）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、速やかに他市町村長へ応援を要請します。

イ 他市町村、他市町村対策本部との連携

市長（市対策本部）は、市内における国民保護措置の実施に当たり他市町村、他市町村対策本部と相互に緊密に情報交換、連絡調整を実施します。

ウ 他市町村の応援

市長は、他の市町村長から応援の要求があったときは、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事実）がある場合を除き、必要な応援を実施します。

(4) 警察との連携

市対策本部は、境港警察署と情報共有するとともに、パトロールなど警備の強化、交通整理、避難住民の誘導等、国民保護を実施するため必要な限度において措置を講じるよう要請します。

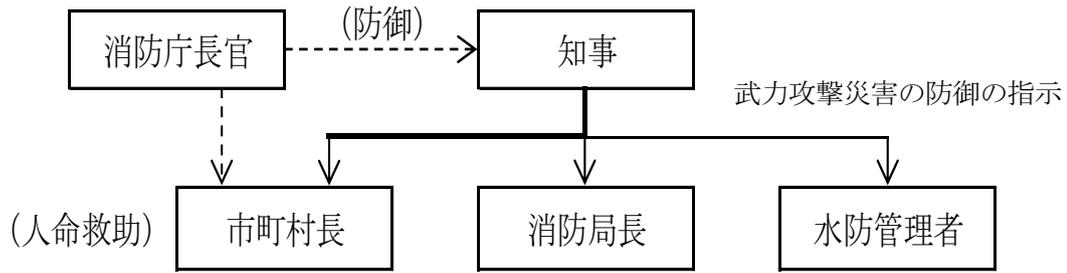
(5) 消防との連携

ア 消防庁長官の指示

消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について、特に必要があると認められるときは、知事に対して必要な措置を指示することとされています。（法第118条）

イ 知事の指示

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。（法第117条第1項）



ウ 市と消防の連携

市長（事務局）は、市内における国民保護措置の実施に当たり消防力を必要とする場合、境港消防署と相互に連携します。また、大規模な消防力を要する場合は、鳥取県西部広域行政管理組合に必要な措置を講じるよう要請します。

エ 武力攻撃災害等の情報の提供

市長（事務局）は、市内に武力攻撃災害が発生したときは、県（危機管理局）、西部消防局、境港警察署に情報を提供します。

オ 避難住民の誘導に関する措置要求

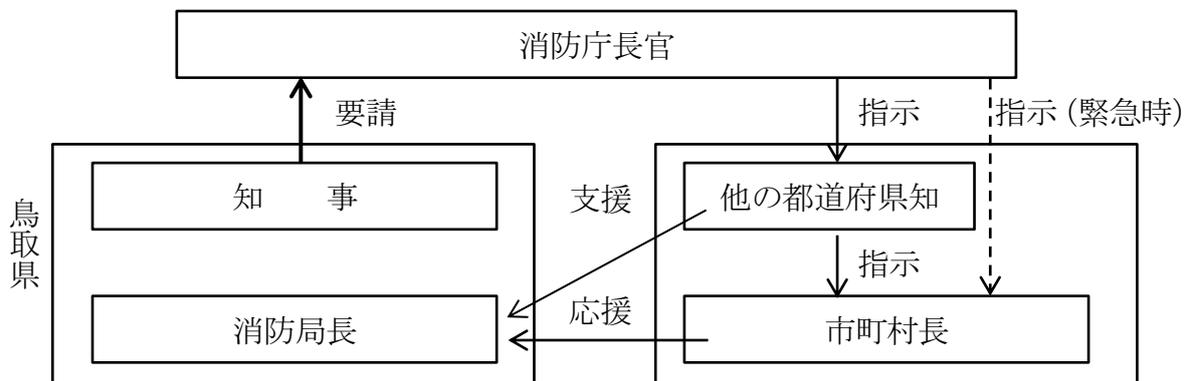
市長（市民生活部、建設部）は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合に対し、必要な措置を講ずるよう求めます。

カ 消防団の派遣

市長（事務局）は、市内に武力攻撃災害が発生したときは、消防団に出動を指示します。また、消防団は、西部消防局の要請により応援を実施します。この場合消防団は、西部消防局の所轄の下で行動します。

キ 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示

知事（危機管理局）は、消防庁長官が消防の応援等を行うため必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、各消防局に対し、消防職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされています。なお、消防応援出動等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。



ク 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請

市長（事務局）は、武力攻撃災害が大規模又は特殊で独力では対応できない可能性があるときは、県に対し消防の応援を要請します。

(6) 自衛隊への国民保護等派遣の要請

ア 派遣の要請

(ア) 国民保護等派遣

防衛大臣は、知事から要請を受けたとき、又は国対策本部長から求めがあったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することとされています。

(イ) 派遣要請

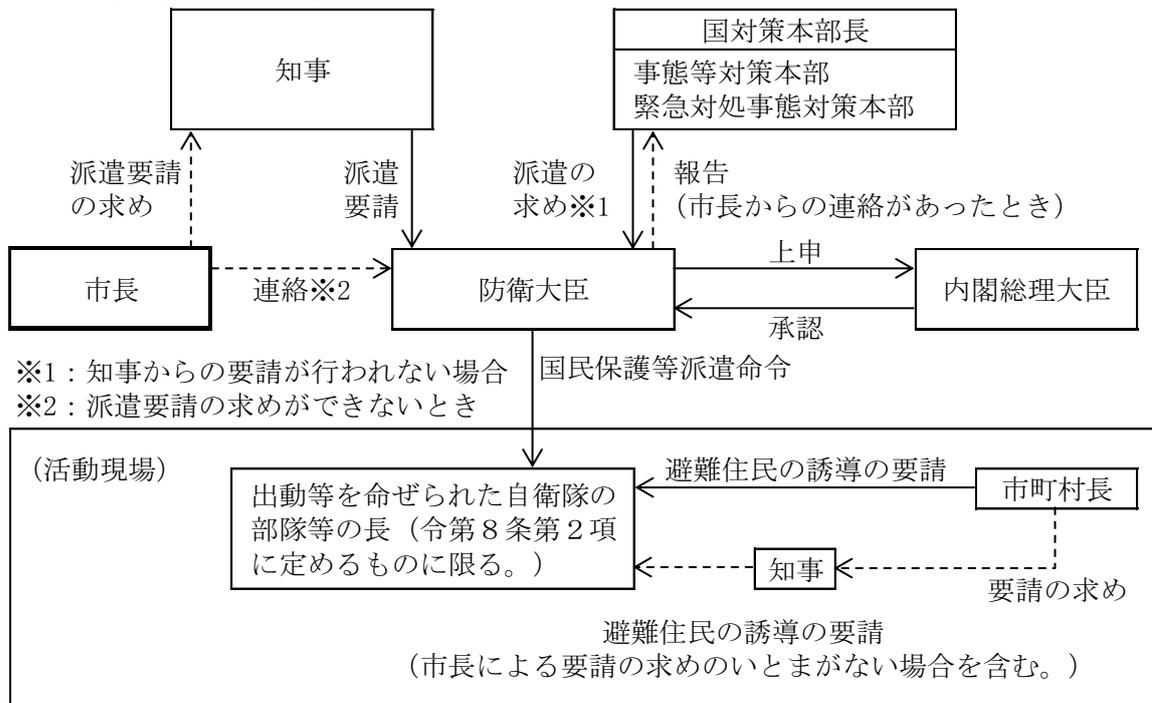
市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、自衛隊の部隊派遣が必要であると認めるときは速やかに県（危機管理局）に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

(ウ) その他

武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。

イ 国民保護等派遣の仕組み

国民保護等派遣の仕組みは、以下のとおりです。



ウ 国民保護等派遣要請の手続き等

国民保護等派遣の手続き等は、以下のとおりです。

要請者		知 事
要 請 手 続	県	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、以下の事項を明らかにした文書をもって要請することとされています。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出することとされています。
	市	知事（危機管理局）へ、派遣要請の求めを行います。

	知事へ派遣要請の求めができないときは防衛大臣へ連絡します。
文書で明らかにすべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

エ 要請の連絡先

(ア) 知事に対する派遣要請の求めの窓口は、危機管理局です。

(イ) 武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長は、以下のとおりです。

- a 自衛隊鳥取地方協力本部長
- b 陸上自衛隊中部方面総監
- c 海上自衛隊舞鶴地方総監
- d 航空自衛隊西部航空方面隊司令官
- e 中国四国防衛局長

オ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

カ 留意事項

武力攻撃事態等において自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施する点に留意します。

(7) 応援要求

ア 県知事に対する応援要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対して応援を求めます。（法第18条）

イ 他の市町村等への応援要求

市長は、市内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を要請します。（法第17条）

(8) 市町村への応援

市長（総務部、事務局）は、知事（総務部、危機管理局）から県内市町村等への国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調整のうえ必要な人的、物的応援を行います。（法第18条、法第144条）

なお市長から応援を命じられた職員は、応援先の市町村等の指揮下で行動します。

(9) 指定（地方）公共機関への措置要請等

ア 知事への措置要請

(ア) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、県対策本部長（危機管理局）を通じ、指定（地方）公共機関に対しその業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な人的、物的な要請を行います。

(イ) 要請する際は、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

(10) 現地調整所の設置

市長（総務部）は、避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処等のため、現場における関係機関（県、消防機関、医療機関、県警察、自衛隊等）の活動を調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（または、関係機関が設置した現地調整所に職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

<参考：現地調整所のはたらき>

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が共通の目標を達成するため、各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。

（例：避難実施要綱に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等）

② 現地調整所における各機関の指揮関係は協同です。このため、各機関はそれぞれの指揮命令系統で活動することとなります。

③ 現地調整所は、各機関の現場における代表者で構成し、権限の範囲内で必要な調整を実施します。

④ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜からもっとも適した場所に、テント等を用いて設置することが一般です。

⑤ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化が図られることとなります。現地調整所の設置により、市は、救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことが可能となることから、現場での関係機関全体の活動を踏まえ、迅速に協議しながら権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

(11) 相互応援協定等の整備

ア 境港市が締結する災害時応援協定等

(ア) 市長（総務部ほか各部局等）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から関係機関との連携に努め、必要に応じ相互応援協定等を整備します。この際、防災の協定との整合などに注意します。

(イ) 境港市が締結する災害時応援協定等（平成30年12月現在）

	名 称	締結相手	締結日	内 容
1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内全市町村	平成8年3月29日	相互応援
2	災害時における境港市と境港市内郵便局の協力に関する協定	境港市・境港市内郵便局	平成28年7月5日	相互協力
3	災害時における応急対策業務に関する基本協定	境港市・境港市建設業協議会	平成14年3月25日	災害復旧
4	災害時における災害車両の撤去等に関する協定	鳥取県・県内全市町村・社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部(JAF)	平成17年6月13日	車両撤去
5	境港市災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	境港市・ココ・コーラウエスト株式会社	平成17年8月24日	災害対応型自動販売機を無償で無料開放する。
6	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	鳥取県・県内全市町村・社団法人隊友会鳥取県隊	平成18年3月28日	災害時の業務に係る援助
7	緊急事態における警友会の協力に関する協定	鳥取県・県内全市町村・鳥取県警友会連合会	平成18年11月15日	災害時の業務に係る援助
8	災害時における生活関連物資の調達等に関する協定	境港市・株式会社PLANT	平成19年2月21日	物資の調達及び安定供給の協力、避難場所
9	境港市と株式会社中海テレビ放送との災害緊急放送に関する相互協定	境港市・株式会社中海テレビ放送	平成19年7月23日	災害時の緊急放送
10	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	境港市・社会福祉法人こうほうえん	平成19年9月8日	福祉避難所
11	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	県・県内市町村・NPO法人日本レスキュー協会	平成20年10月20日	災害救助犬及びセラピードッグの出動
12	災害時における情報交換に関する協定	境港市・国土交通省中国地方整備局	平成23年6月28日	現地情報連絡員の派遣
13	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	境港市・中国電力株式会社米子営業所	平成23年11月22日	災害時の復旧・情報連絡等
14	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	境港市・社会福祉法人こうほうえん 他	平成24年4月24日～平成27年8月31日	津波一時避難所
15	山陰都市連携協議会 危機事象発生時における相互応援に関する協定	山陰都市連携協議会構成市(鳥取県及び島根県の全12市)	平成24年10月2日	相互応援
16	鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定	境港市・徳島県鳴門市	平成25年2月14日	相互応援
17	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	鳥取県・県内市町村・山陰ELVリサイクル協議会	平成25年3月26日	被災車両の撤去等
18	中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定	境港市・米子市・松江市・出雲市・安来市・鳥取県西部町村会	平成25年7月23日	相互応援
19	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定	鳥取県・県内市町村・西日本電信電話株式会社鳥取支店	平成25年9月30日	避難所での特設公衆電話の設置

20	災害等発生時相互協力に関する協定	鳥取県・県内市町村・西日本旅客鉄道株式会社米子支社	平成25年12月3日	災害時の避難所・物資の提供、人員の輸送等
21	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市	平成25年12月25日	相互応援
22	緊急用LPガスの調達に関する協定	県西部市町村・一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部	平成26年5月30日	緊急用LPガスの供給
23	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定	境港市、鳥取県生活協同組合	平成26年12月24日	生活関連物資の供給
24	災害発生時における遊技場施設の使用に関する協定書	境港市、境港市遊技業防犯組合、境港警察署	平成27年2月6日	遊技業施設の使用
25	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成27年4月3日	物資の調達及び安定供給の協力
26	中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会の災害時の相互応援に関する協定	備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市）	平成27年5月11日	災害時の避難所・物資の提供、職員の派遣等
27	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会	平成27年7月1日	災害時の廃棄物処理等
28	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	鳥取県清掃事業協同組合	平成27年7月1日	災害時の廃棄物処理等
29	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	境港市循環資源再生利用事業協同組合	平成27年7月1日	災害時の廃棄物処理等
30	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	学校法人 美哉幼稚園	平成27年8月3日	津波一時避難所
31	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	介護老人保健施設 花の里	平成28年7月5日	福祉避難所
32	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	社会福祉法人 境港福祉会	平成28年7月5日	福祉避難所
33	災害時における介護老人福祉施設等の協力に関する協定	鳥取県済生会地域ケアセンター	平成28年7月8日	福祉避難所
34	災害時における障がい者支援施設等の協力に関する協定	社会福祉法人 しらゆり会	平成28年7月5日	福祉避難所
35	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	堀田石油株式会社・株式会社ナリヤ	平成28年10月5日	津波一時避難所
36	大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	鳥取県環境整備事業協同組合	平成30年3月23日	災害時の廃棄物処理等

37	津波発生時における一時避難所としての使用に関する協定	全国民間賃貸サービス合同会社	平成30年7月2日	津波一時避難所
38	災害時における応急対策業務に関する基本協定	友貴建設株式会社	平成30年9月19日	災害復旧
39	災害時における避難場所の提供に関する協定	株式会社 旅籠屋	平成30年9月20日	福祉避難所

イ 鳥取県が締結する災害時応援協

(ア) 県は、武力攻撃災害が発生し、国民保護措置実施の必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して応援を求めるとされています。

(イ) 県は、他都道府県知事から応援の要求があった場合には、正当な理由（求めに応じることが極めて困難な客観的事情）のある場合を除き、必要な応援を行うこととされています。

	名 称	相手先	締結年月日
1	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日

エ 相互応援協定の整備

知事（危機管理局）は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ相互応援協定を結び、平素から関係機関との連携を確保することとされています。

協定期間	協定の内容
国	人的、物的な応援
地方公共団体（県、市町村）	人的、物的な応援、備蓄の相互連携
指定（地方）公共機関（日本赤十字社を含む）事業者、公共的団体等	それぞれの業務に係る分野での応援 人的、物的（物資、資材調達、供給）な応援

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

- ア 県では、県民及び避難住民の人心の安定を図るために、県及び市町村に広報センターを設置し、総合的な生活情報の提供と相談を一元的に行うこととされています。
- イ 市（総務部）は、住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

(ア) 正確な情報を提供

広報の内容は事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応します。

(イ) 行動指針の明示

住民の行動指針を示し、住民の安全を確保します。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画参照」

ウ 住民等への情報提供の手段

(ア) 市広報

市（総務部、事務局）は、防災行政無線、あんしんトリピーメール、緊急速報（エリア）メール、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ、災害対応型自動販売機、市報など、市の所有する広報手段を活用するほか、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員等の協力による情報の伝達、避難所への情報提供などを実施します。

また、市（事務局、福祉保健部、産業部）は、要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた方法により、情報が確実に伝わるよう音声と文字を用い、多様な言語、分かりやすい表現や標記によって必要な情報を的確に伝達するよう努めます。

(イ) 報道機関への対応

報道機関への情報提供は、原則として県対策本部直轄の広報センターが取りまとめを行います。

エ 情報提供の体制と要領

(ア) 市（総務部）では、広報を一元的に行います。

(イ) 県対策本部（広報センター）、関係機関と密接に連絡調整を行い、連携して広報を実施するとともに、必要に応じ情報提供、県レベルでの広報要請を行います。

(ウ) 地域住民、避難住民等の情報ニーズに応じた、迅速できめ細かな情報提供を行います。

(エ) 各部局は、適時適切に総務部へ情報を集約します。

(オ) 市（事務局）は、定期的に県（危機管理局）に対し、情報を送付します。

(カ) 市長（総務部）は、必要に応じ、報道機関に情報を提供します。その際の提供内容については、必要に応じ県対策本部（広報センター）に確認します。

(3) 相談窓口

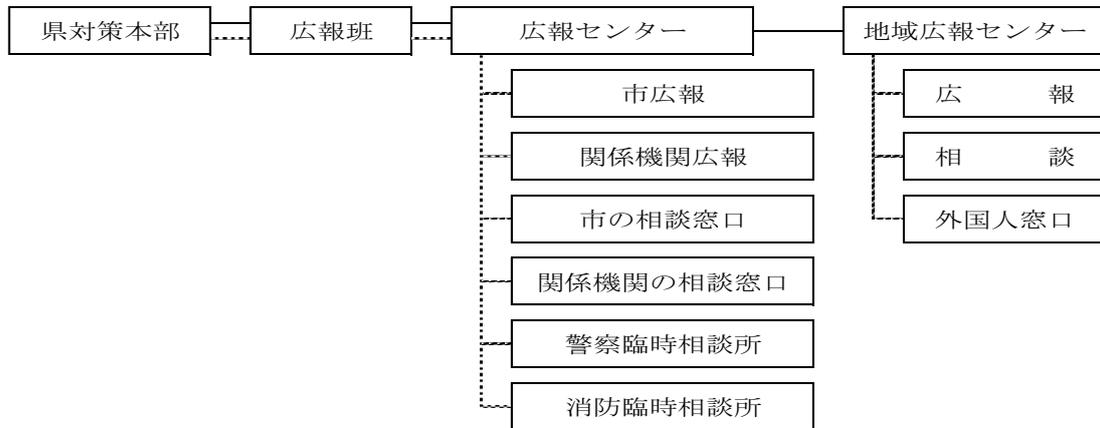
- ア 武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが寄せられます。これらに対応するため、県では、各避難施設や主要な場所に相談窓口を開設し、広報センターにより一元的に対応することとされています。

(4) 実施体制

- ア 県内における情報提供・相談については、県対策本部（広報センター）が市町村、

関係機関広報と連携して実施することとされています。

イ 市（総務部）は、情報の提供及び相談について、県対策本部（広報センター）と連携して対応します。

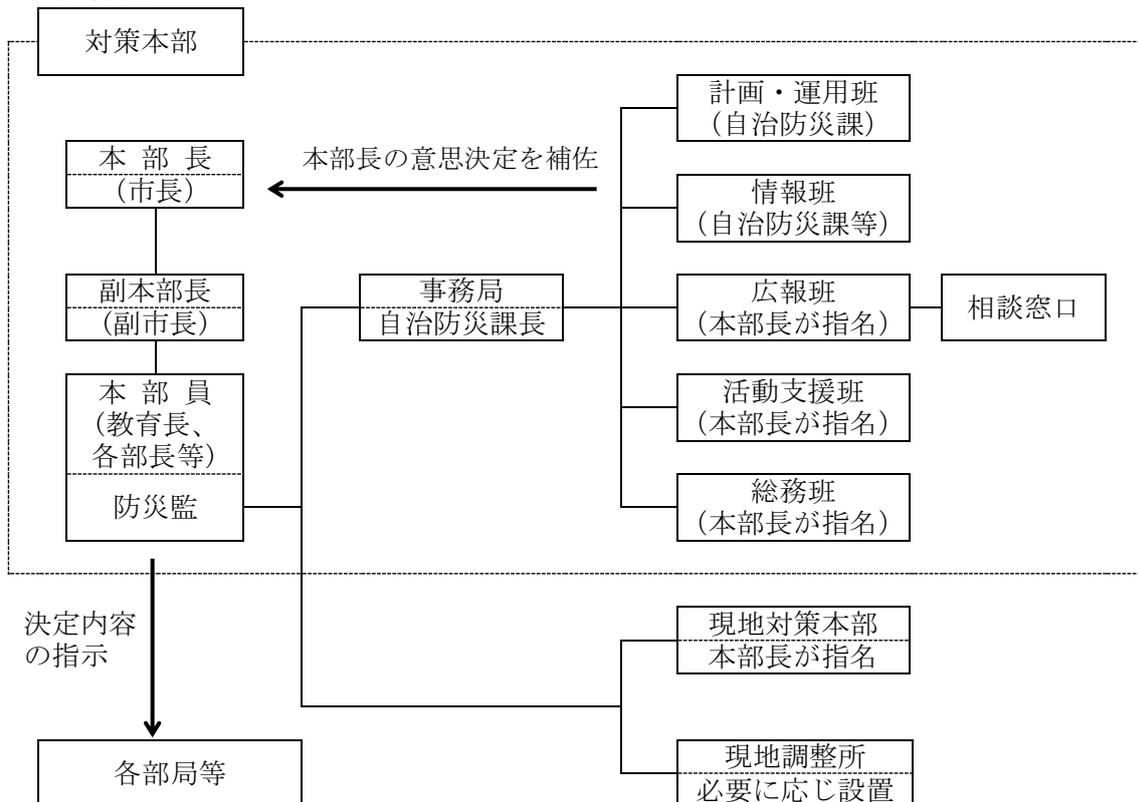


第5章 国民保護対策本部等、通信

1 市国民保護対策本部

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

- (ア) 対策本部の本部長は市長です。(法第28条第1項)
- (イ) 本部長は対策本部の事務を総括します。(本部条例第2条第1号)
- (ウ) 本部長の不在等の非常時における、市長権限委譲順位は次のとおりです。
 - a 第1位 副市長
 - b 第2位 総務部長
 - c 第3位 防災監 (不在時は本部員の最先任者)

ウ 副本部長

- (ア) 対策本部の副本部長は副市長です。
- (イ) 副本部長は、本部長を補佐し本部長不在等による非常時に市長権限移譲順位に基づき、その職務を行います。(本部条例第2条第2項)
- (ウ) 副本部長の継承順位は、市長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

(ア) 対策本部員は、以下のとおりです。

- ・教育長 ・総務部長 ・産業部長 ・市民生活部長 ・建設部長
- ・福祉保健部長 ・防災監 ・秘書課長
- ・その他職員で市長が指名する者

(イ) 本部員は、本部長の命を受け対策本部の事務に従事します。(本部条例第2条第3号)

(ウ) 本部員が不在等の非常時には、本部員の次級の先任者である市職員が代替職員となります。

オ 事務局

(ア) 事務局は、自治防災課長を事務局長とし、自治防災課の職員及び各部局等の応援職員(本部長が指名)により構成します。事務局長は、事務局各班を指揮し事務局を運営します。

(イ) 防災監は、対策本部長の意図の具現化を図るため、本部会議での決定事項等について事務局を統括します。

(ウ) 事務局は対策本部の活動を補佐するもので、対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局を指示する権限はありません。

(オ) 事務局の各職員は、本部長の指示の基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。

班名	機 能
共通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられた事項
計画・運用班	1 対策本部会議の開催 2 対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報班	1 情報要求の決定及び情報の収集、整理及び集約 ① 被災情報 ② 避難や救援の実施状況 ③ 安否情報 ④ その他計画・運用班等から収集を依頼された情報 2 情報の報告、通報 3 対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
広報班	1 住民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 2 住民からの広聴、相談等
活動支援班	1 市内の各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 受援の受入及び支援等

	3 補給、運送等の運用、調達に係る調整
総務班	1 通信の確保 2 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員等の派遣要請

対策本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他市職員以外の者を対策本部会議に出席させ（法第28条第6項）、又は、指定（地方）行政機関の長、指定（地方）公共機関に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。その際、連絡要員等の受け入れ態勢に留意します。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部は、市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

- a 対策本部長の意思決定の補佐
- b 対策本部長の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐
- c 市以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整

(3) 対策本部の設置

ア 設置の基準

- (ア) 国から対策本部を設置すべき市の指定を受けたとき（法第27条第1項）
- (イ) 市長（事務局）は、対策本部設置を必要と認める場合は、知事（危機管理局）を経由して内閣総理大臣に対し指定を行うように要請します。（法第26条第2項）

イ 廃止の基準

国から対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき（法第30条）

ウ 設置及び廃止の公表

本部長は、対策本部を設置したとき又は廃止したときは、その旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(ア) 本部長（事務局）は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
市の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務部
県（危機管理局）、県対策本部	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	情報班
自治会、自主防災組織等	電話、ファクシミリ（無線）	広報班
消防団	電話、ファクシミリ（無線）	情報班
西部消防局		

境港警察署		
各関係機関、団体	電話、ファクシミリ（無線）	各部局

(イ) 本部長（広報班）は、対策本部を設置したときは、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に資料提供します。

オ 本部長、本部職員の参集等

本部長は、対策本部を設置したときは、直ちに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区 分	設 置 場 所
通常の場合	市役所第1会議室
市役所が使用不能の場合	境港市保健相談センター研修室 (使用不可の場合は境港消防署)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地に武力攻撃災害が発生した場合 ・ 避難が必要となった場合など <p style="text-align: center;">↓</p> これらのいずれの施設も、対策本部として使用できなくなった場合	その他市の所有に属する施設

(5) 本部長の権限等

ア 本部長の権限

本部長の権限は以下のとおりです。

権限	内 容
総合調整 法第29条第5項	市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行います。
総合調整の要請 法第29条第6項	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。
要請の求め 法代29条第7項	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請を行うよう求めます。
情報の提供の求め 法第29条第8項	総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し必要な情報（各機関による国民保護措置の実施状況等）の提供を求めます。
報告、資料の提供	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整

<p>の求め 法29条第9項</p>	<p>の関係機関に対し、報告、資料の提供を求めます。</p>
<p>措置の求め 法29条第10項</p>	<p>教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において必要な措置（児童、生徒の避難に関する適切な措置など）を講ずるよう求めます。 ※ この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。</p>

(6) 現地対策本部

市長は、避難住民の数が多き地区等において、県等の対策本部との連絡及び調整をきめ細かく行うため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うために市現地対策本部を設置します。（法28条第8項）

ア 組織

(ア) 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

(イ) 市現地対策本部長や現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名します。

イ 運営

現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は現地対策本部長が定めます。

ウ 設置場所

現地対策本部は、原則として当該地区の公民館などに設置します。

エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表

現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3)「対策本部設置」の「ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 役割

(ア) 現地対策本部長は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

(イ) 現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の自治会、消防機関等が被災 情報を把握できないと認めるときは、情報収集班を組織し被災地域の情報を直接収集・分析し、対策本部に報告します。情報収集に当たっては、対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します

※ 本部長の指示による国民保護措置の一部（例）

- a 担当地区の被害及び復旧状況などの情報収集、分析に関する事
- b 県、消防団、自治会その他関係機関との連絡調整に関する事
- c 現場部隊の役割分担及び調整に関する事
- d 担当地区における情報提供、相談などの実施に関する事
- e その他緊急を要する国民保護措置の実施に関する事

(7) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(ア) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤

務、施設等の運営の要領を適切に定めます。この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制への移行を円滑に実施します。

イ 県現地対策本部との連携

県現地対策本部が設置された場合、対策本部は県現地対策本部と密接に連携して、市内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

ウ 対策本部の警戒

(ア) 警戒計画

市長（事務局）は、市及び周辺の状況、特に事態の状況を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(イ) 入室確認

対策本部への出入りについては確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。

(ウ) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、境港警察署あるいは自衛隊と密接に連携します。

(8) 対策本部の移転

対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 対策本部の予定位置

対策本部の位置については、国民保護措置全般の状況の推移に即応し速やかに対応することができ、各部局及び関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

イ 移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、本部長の承認を受けます。

対策本部の細部位置については、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係部局と調整して計画、決定します。位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

ウ 移転に伴う通信等

対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、事務局（情報班）は移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要量の通信施設を残置し、県及び関係機関との通信を確保します。また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

エ 先行班

先行班は、事務局及び各実施部局の代表者で編成します。対策本部の移転先の細部位置が決定した場合、本部長はあらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。

オ 移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、新位置等については、速やかに県対策本部及び関係機関等に通報します。

報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の移転先 2 移転の時期 3 移転の経路 4 連絡方法 5 その他
	対策本部長の移転先への到着	

(9) 対策本部の記録

対策本部及び各実施部の活動及び市内で実施された国民保護措置などについては、文書、映像などにより記録・保管します。

(10) 現地調整所

市長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや対策本部との情報共有や活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。

2 職員等の活動体制

(1) 市職員の配備体制基準

基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容
レベル1 平時 (Green)	自治防災課又は当直	1 24時間にわたって常時情報を収集	1 市としては、通常体制のほか特段の準備は行いません。 2 各職員は連絡先を明確にするなど不測事態に備えます。

<p>レベル2 注意体制 (Blue)</p>	<p>情報連絡 室の設置 (情報収 集態勢の 強化)</p>	<p>1 武力攻撃やテロ攻撃等の 可能性の高い情報を入手し たとき。 2 県の情報連絡室が設置さ れたとき。 3 各省庁からなる国の緊急 参集チームが参集されたとき。</p>	<p>1 関係各課においては、武 力攻撃情報等についての収 集連絡、その他必要な措置 を講じます。 2 関係各課においては、警 戒体制（Ⅰ）に対する準備 を行います。</p>
<p>レベル3 警戒体制（Ⅰ） (Yellow)</p>	<p>緊急対応 チームの 設置（関 係職員）</p>	<p>1 県外で武力攻撃やテロ攻 撃等による被害発生可能性 があり、防災監が必要と認 めたとき。 2 国の事態対処専門委員会 が開催され、県が体制を取 ったとき。</p>	<p>1 関係各部署においては、 国民保護業務に従事すると ともに、随時部局長会議を 開き情報連絡、対策を協議 します。 2 関係各部署等においては 警戒体制（Ⅱ）に対する準 備を行います。</p>
<p>レベル4 警戒体制（Ⅱ） (Orange)</p>	<p>警戒本部 の設置（ 国民保護 措置の準 備）</p>	<p>1 県外で警報が発令された とき。 2 国の国家安全保障会議の 緊急大臣会合が開催された とき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻 撃等による被害発生可能性 があり、県が体制をとった とき又は市長が必要と認め たとき。</p>	<p>各部署は国民保護措置に 従事するものとし、部局長 の指示に従い、いつでも国 民保護措置に従事できるよう に待機します。</p>
<p>レベル5 非常体制 (Red)</p>	<p>危機管理 対策本部 の設置</p>	<p>1 県内で警報が発令された とき。 2 市対策本部設置の指定を 受けていない段階で、県内 で武力攻撃災害が発生し、 市長が必要と認めたとき。</p>	<p>緊急事態行政組織に移行 します。全職員をもって国 民保護措置に準じて対処し ます。</p>
	<p>国民保護 対策本部 の設置</p>	<p>国から市が対策本部設置 の指定を受けたとき。</p>	<p>緊急事態行政組織に移行 します。全職員をもって国 民保護措置に従事します。</p>

(注) 上掲の基準は、市の各機関における配備基準にも適用します。

(2) 市職員の動員計画

ア 市各部局における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、各部局長は平素から武力攻撃事態等における動員体制を確立します。

(イ) 各部局長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

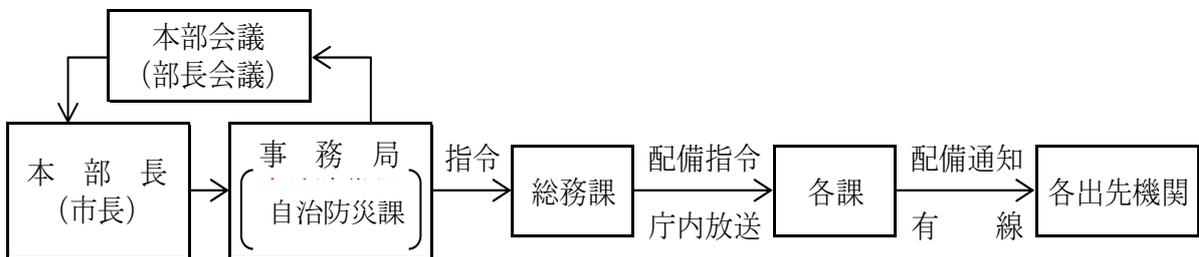
(ウ) 各部局等は情勢に応じて必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

イ 動員配備のための連絡体制の確保

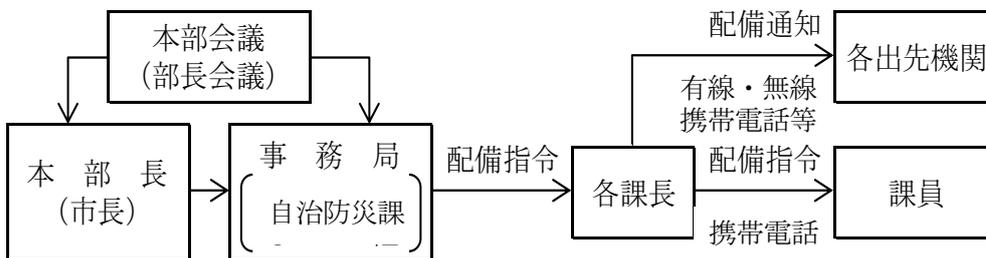
(ア) 市における職員の動員配備は、次の系統で伝達、実施します。

(イ) 各部局長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 情報連絡室の設置（注意体制、レベル2）

市（自治防災課）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入手した場合は、情報連絡室を設置し、情報収集体制を強化します。

区分	内容
構成	自治防災課職員、宿直員、その他防災監が必要と認める職員
業務	1 武力攻撃災害等及びその兆候に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 自治防災課職員等に対する災害情報等の連絡 4 上記のほか特に防災監が指示する業務
連絡順位	自治防災課長→防災監→市長、副市長

イ 警戒体制及び非常体制（レベル3以降）

(ア) 参集

市職員は、夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生した場合、国民

保護の初動対応に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集します。なお、消防団の参集については消防団長の定めるところによります。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
自治防災課	対策本部	対策本部の開設 対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各部局	部局の応急対策業務
出先機関勤務者	当該職員が勤務する出先機関	出先機関の応急対策業務

注：参集場所等を別に定めている部局を除きます。

(イ) 参集の遅延

- a 参集場所に参集できない場合は、その旨を所属長に報告します。
- b 心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後にできる限り速やかに参集します。この場合、医師その他参集できなかった事由を証明することができる者の証明書を提出します。

(ウ) 職員の待機

職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは参集の連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。

(エ) 特殊標章等の携行

国民保護法に基づき、文民保護の国際的標章を使用し、身分証明書を携行します。

3 県の対策本部等

(1) 県対策本部と国及び関係機関の連携

県対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進することとされています。

(2) 県対策本部

ア 知事は、国から対策本部設置の指定を受けたときは、鳥取県国民保護対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、国による指定が行われない場合は、内閣総理大臣に指定を要請することとされています。

イ 県では、県対策本部が設置される以前、又は、設置されない場合における国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理することとされています。

ます。

ウ 県は、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービス等に関する基準を定めることとされています。

エ 県は、県対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を関係機関に通知することとされています。

オ 県は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して24時間即応体制を維持することとされています。

(3) 関係機関

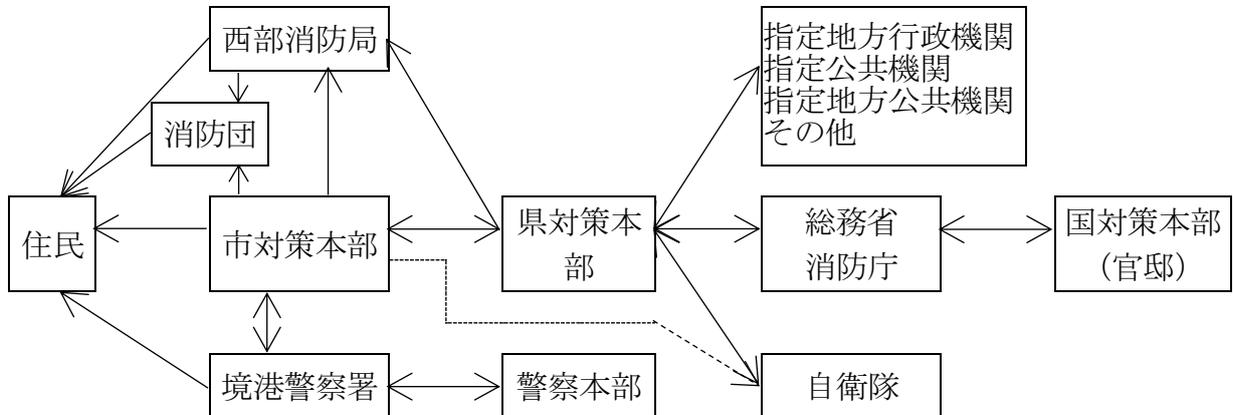
指定（地方）公共機関は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

4 市緊急対策本部

市緊急対策本部については、「1 市国民保護対策本部」に準じます。この際、「市国民保護対策本部」を「市緊急対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図



(2) 通信運用

ア 対策本部の通信の運用管理は、事務局長が統括します。

イ 各部局長は、対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

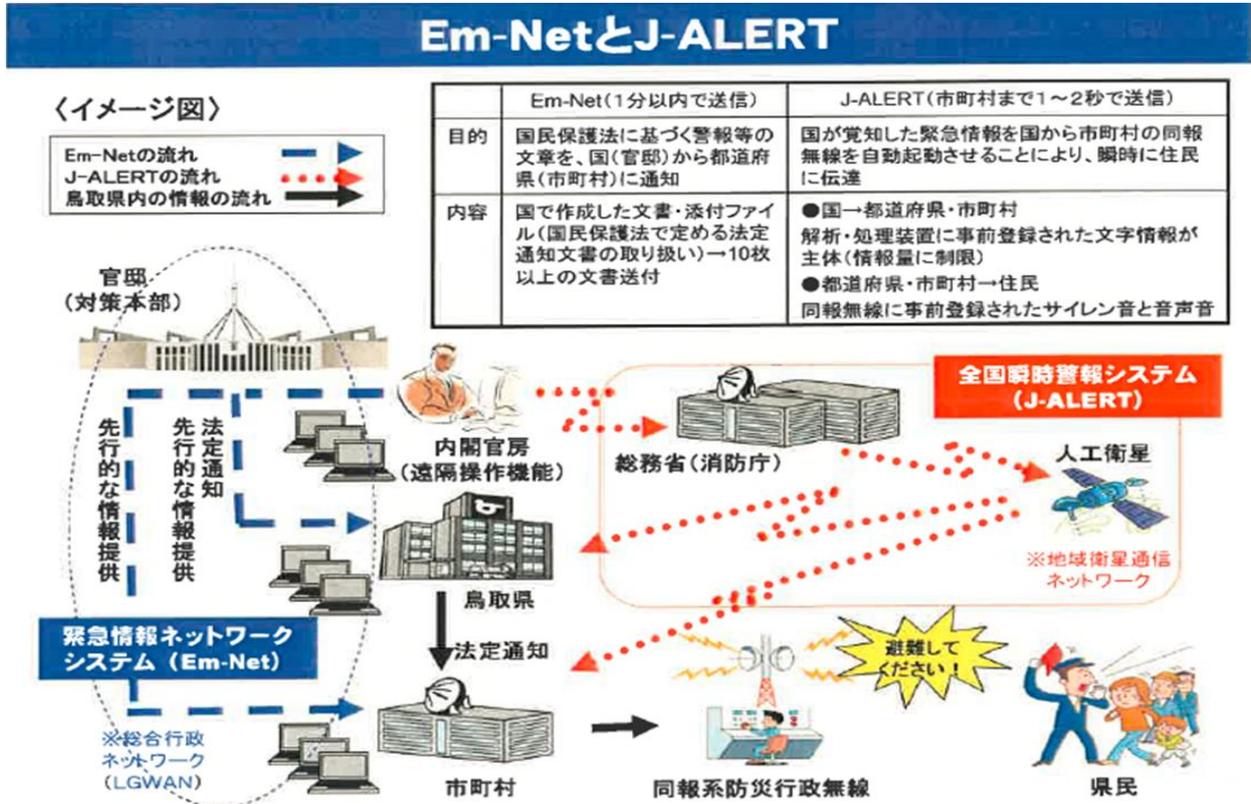
ウ 武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

エ 市と県（危機管理局）、西部消防局及び防災関係機関との間においては、鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

オ 国対策本部（官邸）と県及び市対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）や全国瞬時警報システム（J - A L E R T）による情

報の伝達を行います。

カ 事務局は各部局及び各地方機関に対しても、内線電話及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。



(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。通信組織は、以下のとおり無線構成ごとに維持、運営されています。

通信手段	構成	維持、運営
鳥取県防災行政無線	県庁・県総合事務所、中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
県内各機関		
消防防災無線	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運
消防庁		

	の回線の一部を使用して通信していません。	営を行っています。
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 国対策本部 (内閣官房)	総合行政ネットワーク（LGWAN）又はインターネット回線を利用し、国（官邸）と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	内閣官房が維持、運営を行っています。
全国瞬時警報システム(J-ALERT) (内閣官房、消防庁)	地域衛星通信ネットワークを利用し、国（内閣官房・消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。	内閣官房、消防庁が維持、運営を行っています。
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（財）自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、（財）自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	（財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、（財）自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している官公庁及び民	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線

	間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用して通信を行います。	を維持、運営しています。
--	--------------------------------------	--------------

市は情報伝達ルートが多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

市の通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	情報送信	情報受信
鳥取県 防災行政無線	県東部庁舎・県八頭庁舎 及び各県総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉	電話 ファクシミリ
	県地方機関 防災関係機関	電話 音声一斉	
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、消防含む）	電話 ファクシミリ 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
	県東京本部	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電報）		

	2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		
電子メール	各総合事務所 各市町村 各消防局	電子メール	電子メール

(5) 非常通信

ア 県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

イ 市（事務局）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ウ 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用

(ア) 非常通話及び非常電報

通話、通信内容	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報 ② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項 ③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項 ④ 輸送の確保に直接関係のある機関相互間で行う交通施設の災害予防、又は復旧その他運送の確保のため緊急を要する事項、通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項 ⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項 ⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項 ⑦ 警察機関相互間で行う秩序維持のため緊急を要する事項 ⑧ 災害に関する異常現象発見者が、関係機関に通報するもの。
非常通話及び非常電報の取扱	<ol style="list-style-type: none"> ① 非常通話 あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。 ② 非常電報

発信するときは「非常」と朱書きするものとします。

(イ) その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

知事又は市長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	市長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察事務設備 ・消防事務設備 ・水防事務設備 ・航空保安事務設備 ・海上保安部事務設備 ・気象業務設備 ・鉄道事業設備 ・軌道事業設備 ・電気事業設備 ・鉱業設備 ・自衛隊設備 <ul style="list-style-type: none"> ・NHK ・山陰放送 ・日本海テレビ ・山陰中央テレビ ・エフエム山陰 ・CATV事業者 	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限る。

エ 移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。県は必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与（無償）を受けることとなっています。なお、総務省（中国総合通信局）が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。

種類	数量
移動通信器	約1,500台

※ 衛星携帯電話、MCA用無線局、簡易無線局

- ※ 詳細は、<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/bousai/01-1.html>
市（事務局）は、これらの機器及び必要数量を県に対し要請し貸与を受けます。

第6章 その他

1 住民、事業所等の協力等

武力攻撃災害、緊急対処事態における災害発生の場合（発生のおそれがある場合を含みます。）は、その防除、軽減のために市は、県及びその他の関係機関と連携して事前に定められた国民保護措置を実施していくこととしていますが、的確かつ迅速な国民保護措置の実施のためには住民の理解と協力が不可欠です。

住民、自主防災組織、事業所等は国民保護制度を理解し、平素の備えから避難、避難先での生活までの各場面で、それぞれの立場で活動を行うとともに、市及び関係機関との連携を保ちながら、的確かつ迅速な行動を取ることが必要です。

ここでは、平素からの備えや避難の指示が発令された時の期待される行動をします。

(1) 住民の協力

住民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。

市（事務局）は、住民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。

要請内容	要請者	備考
避難に関する訓練への参加 ・ 訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による。	市長、知事	
避難住民の誘導の援助（復帰の誘導を含む） ・ 市職員等と一体となって避難住民の先導をすること ・ 移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・ 要配慮者の避難を援助してもらうこと	避難住民を誘導する者及び誘導を補助する者	損害補償
救援の援助 ・ 二次災害の発生の可能性がある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	知事、県職員（救援を委任したときは市長、市職員）	損害補償
消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 ・ 消火のための水の運搬 ・ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転	市長、市職員 消防吏員、知事、県職員、警察官等	損害補償

・被災者の救助のための資機材の提供など		
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助 ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施（感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や市が作成したパンフレットの配布） ・被災者の健康維持活動の実施（栄養指導等の保健指導のために、保健所や市町村が作成したパンフレットの配布、健康食品等の保険資材の配布等）	市長、市職員 知事、県職員	損害補償

(2) 公共的団体の取組

市内の公共的団体は、市の国民保護措置に対する協力を努めます。

(3) 住民に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合い、家族内の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めます。 5 要配慮者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 6 家庭内では、シールド・ルーム（※）を準備します。 ※ ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも遅らせようとする措置です。
全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 市や県からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手

	<p>します。</p> <p>3 市や県からの指示に従って、落ち着いて行動します。</p>
警報発令時	<p>1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。</p> <p>2 隣近所で互いに知らせあいます。</p> <p>3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。</p> <p>4 非常用持出用品を準備します。</p> <p>5 必要以上の買い急ぎはしません。</p> <p>6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。</p>
避難の指示発令時	<p>1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。</p> <p>2 市の誘導に従い、自主的な判断による勝手な行動は自粛します。</p> <p>3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。</p> <p>4 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。</p> <p>5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。</p>

(4) 自主防災組織等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<p>1 地区内の危険箇所を把握します。</p> <p>2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。</p> <p>3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。</p> <p>4 役割分担を決めます。</p> <p>5 国民保護について、防災と有機的に関連させた普及啓発活動を行います。</p> <p>6 地域内の要配慮者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。</p>
全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	<p>1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかに屋内退避を呼びかけます。付近に建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。</p> <p>2 市や県からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。</p> <p>3 市や県からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。</p>

警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市からの情報を、あらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市からの情報を、あらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食品3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合い、役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難住民誘導方法などをあらかじめ決めて周知します。 6 要配慮者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 業務継続計画（BCP）を作成します。 8 訓練実施及び訓練参加に努めます。
全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内に留まることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等、不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 市や県からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて、情報を入手します。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市からの情報に注意しテレビ、ラジオつけて情報を入手します。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取決めに基づいて引き渡しを行います。

避難の指示 発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオから情報を入手し来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います 6 要配慮者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。
--------------	---

(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項

住民、事業所等に協力等を求める際には、強制（事実上の強制を含む。）になることがないように十分配慮します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては、住民の自発的協力が不可欠です。このため、市は県と連携して、平素から国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。

特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があります。そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。

(1) 住民への啓発

- ア 国民保護法の普及啓発
- イ 国際人道法の普及啓発
- ウ 県及び関係機関と市との役割の認識及び普及啓発
- エ 避難施設、集合施設の周知
- オ 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及
- カ 警報、緊急通報等の普及啓発

(2) 自主防災組織への支援

市（事務局）は、自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を県の協力を得て行います。この際、住民及び自主防災組織の自主性を尊重します。

<p>整備</p>	<p>1 市（事務局）は、自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めます。</p> <p>また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、住民は自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとします。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立します。また、市は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図ります。</p>
<p>編成</p>	<p>1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 <p>2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 避難施設・臨時医療施設等の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

(3) ボランティアへの支援

ア ボランティアネットワークなど

市は、平素から市内におけるボランティアのネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、より効果的な連携のための体制づくりを推進します。

イ 協定、訓練

市（福祉保健部）は、必要に応じてボランティア団体等と協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

ウ 有資格者等の事前登録

市（福祉保健部）は、ボランティアのうち一定の知識、経験、特定の資格を必要とする者については、事前に登録します。なお、医療救護ボランティアについては、県が一元的に登録します。

医療救護	<p>被災者の人命救助や負傷者の手当ては、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され危険も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。</p> <p>県は、災害時には日本赤十字社等関係団体との連携を図りつつ、独自のボランティア体制の整備を図ります。</p> <p>1 活動内容 救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施</p> <p>2 ボランティアの構成員 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等の医療関係者</p> <p>3 期待する業務内容</p> <p>(1) 保健所は、地区医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員を把握するものとされています。</p> <p>(2) 県福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受け入れの体制を整備するものとされています。</p> <p>(3) 地区医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成するよう努めるものとします。</p> <p>(4) 県医師会は、県と調整を行い、県内派遣体制を確立するよう努めるものとします。</p> <p>(5) 日本赤十字社県支部は、他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集するものとします。</p>
生活支援	<p>災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが地域や時間の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化を行います。</p>

エ 市は、武力攻撃発生時に県の行う医療救護、生活支援について協力します。

(4) 啓発の手段等

ア 啓発の手段

- (ア) 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- (イ) 国民保護フォーラム等の実施
- (ウ) 小冊子、パンフレットの作成と配布
- (エ) 住民説明会などの開催

(オ) 市報、ホームページなどによる情報の提供

イ 留意事項

防災危機管理の一環として国民保護の普及啓発を行う際には、併せて広く住民の意見を聴き、また、住民の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

3 国民保護訓練等

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護計画などの検証と修正
- イ 住民への啓発
- ウ 警報等の各種情報の確実な伝達体制の確立
- エ 市の住民保護に関する責務の完遂

(2) 訓練の実施

- ア 訓練科目と訓練基準に基づき、段階的かつ計画的に訓練を実施します。
- イ 訓練の実施に当たっては、訓練の成果を収め、その目的を達成するため適切な訓練の管理を行います。
- ウ 能力の的確な把握に基づいて、適切な計画を作成し、綿密な準備を行い、訓練環境を整備して効率的に訓練を実施するとともに、訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。
- エ 訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。
- オ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うと共に、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 住民の自発的参加（協力）

住民等に対し、自発的な意思による参加、協力などを呼びかけます。この際、訓練の内容について説明を行うとともに、参加、協力が強制（事実上の強制を含む。）にならないよう十分に配慮します。
- イ 防災訓練との有機的な連携

防災訓練と共通する内容について、連携を図ります。
- ウ 参加住民の安全配慮

住民の自発的参加にあたっては、ボランティア保険の加入について配慮します。
- エ 関係機関との連携

警察（境港署）は、必要に応じて表示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限します。

(4) 各機関の実施すべき訓練

区分	機関	内 容
国民保護 総合訓練	県	<p>警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関が国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施することとされています。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定（地方）行政機関 ⑦ 指定（地方）公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 県対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実働訓練
市の訓練	市	<p>警報発令時等に市が行う避難住民の誘導が、迅速かつ的確に行われるように訓練します。このため、あらかじめ必要な組織、避難実施要領のパターンを定め、平素からあらゆる機会を捉え訓練を実施し、実践的能力を涵養します。</p> <p>1 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市 ② 地域住民（自主的参加） ③ 県 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 警察 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 市対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） ⑤ 避難行動要支援者の避難訓練 <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実働訓練

警察訓練	警察	<p>警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため次により訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練種別</p> <p>① 関係機関・住民等との総合訓練</p> <p>② 警察独自訓練</p> <p>2 訓練項目</p> <p>① 情報収集・伝達訓練</p> <p>② 職員招集訓練</p> <p>③ 対策本部等設置・運用訓練</p> <p>④ 部隊編成・配備運用訓練</p> <p>⑤ 避難住民の誘導訓練</p> <p>⑥ 救出救助訓練</p> <p>⑦ 交通対策訓練</p> <p>⑧ 通信・広報訓練</p> <p>⑨ 装備資機材操作訓練</p> <p>3 実施回数</p> <p>前記1の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。</p>
消防訓練	各消防局	<p>警報発令時に的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行うこととされています。</p> <p>1 参加機関</p> <p>① 消防団</p> <p>② その他関係機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>① 非常招集命令伝達訓練</p> <p>② 参集訓練</p> <p>③ 初動措置訓練</p> <p>④ 情報収集訓練</p> <p>⑤ 本部等運営訓練</p> <p>⑥ 通信運用訓練</p> <p>⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>⑧ 消防団との連携訓練</p> <p>⑨ 各種計画等の検証</p> <p>3 実施回数等</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します</p>
医療		<p>警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施することとされています。</p> <p>① 情報の収集・伝達訓練</p> <p>② 救護班等の編成訓練</p> <p>③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検</p> <p>④ 入院患者搬送訓練</p> <p>⑤ その他必要な訓練</p>

その他	<p>警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を関係機関と連携して実施します。</p> <p>① 情報の収集・伝達訓練</p> <p>② 通信訓練 市（事務局）は、非常通信の取扱い、機器操作の習熟等のため、関係機関等と連携し通信訓練を実施します。</p> <p>③ 応急対策訓練</p> <p>④ 避難及び救護訓練 市は関係機関参加のもと、それぞれの計画に基づく避難の円滑化を図るため、住民避難訓練を実施します。 ・集合施設、避難施設、避難経路等の確認訓練 ・避難所等の開設訓練 ・警報、避難の指示等の伝達訓練 ・避難住民の誘導訓練</p> <p>⑤ 対策本部運営訓練 市（事務局及び各部局等）は、関係機関の参加により、武力攻撃（予測）事態及び緊急対処事態発生時における対策本部の設置、職員の動員配置、職員の招集、情報収集・分析等について、本部運営訓練を実施します。</p> <p>⑥ 機能別訓練 市は、地上部隊による着上陸侵攻及びNBCR災害に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関参加のもと、情報伝達、救出・救難、物質特定、除染、医療救護等の訓練を実施します。</p> <p>⑦ 個人防護訓練 個人毎のNBCR災害などに対する防護訓練を行います。</p> <p>⑧ その他必要な訓練 国及び県等が主催する主催する総合訓練等に積極的に参加し、これに協力します。</p>
-----	---

(5) 他機関が実施する訓練への協力、参加

市は、必要に応じ他機関が実施する訓練へ協力し、または参加します。

(6) 職員の教育

ア 職員の育成及び配置

市（事務局、総務部）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護等に必要知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 一般職員への教育

市（事務局）は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に努めます。

(ア) 国民保護フォーラム等行事への職員の参加

(イ) 国、県の行う研修会、説明会への職員の出席

4 文化財の保護

(1) 市指定文化財の保護

市（教委事務局）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、速やかに市指定文化財の所有者等に連絡し、文化財の保護に努めます。

(2) 国、県指定文化財の保護の支援

市（教委事務局）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、県（教育委員会）などが実施する国、県指定文化財の保護を支援します。

5 赤十字標章及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

ア 特殊標章等の交付

市長（総務部、福祉保健部）は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び市の要綱にしたがって、特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

イ 赤十字標章等の交付申請

市長（福祉保健部）は、市立病院などで医療に従事する要員や医療のために使用される場所等について、赤十字標章等の使用を許可するよう県（福祉保健部）に申請します。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	市長 (事務局) 知事 (危機管理局) 警察本部長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 消防団長、消防団員
		知事 (危機管理局)	(許可) 指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号 (青色のせん光灯) 身分証明書	知事 (福祉保健部)	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等

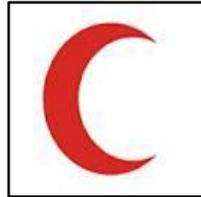
(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第 8 条 (m) に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

 <p>（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 白衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p>PERMANENT for TEMPORARY civilian medical personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	身長/Height _____ 眼の色/Eyes _____ 項髪の色/Hair _____
	<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>
	<p>印/Stamp _____</p> <p>所持者の署名/Signature of holder _____</p>

第一追加議定書付属書 I に規定する身分証明書のひな型

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等、医療に従事する要員や医療のために使用される場所など

(オ) 交付及び管理

a 知事（福祉保健部）は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ具体的な交付要領を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し赤十字標章等を交付及び使用させるものとされています。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含みます。）

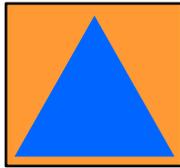
b 知事（福祉保健部）は以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき赤十字標章等の使用を許可するものとされています。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

ウ 特殊標章等

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章



(オレンジ色地に青の正三角形)

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

 この証明書を交付等する許可者の名を記載するための空白 	身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可機関の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身長/Height _____</td> <td>眼の色/Eyes _____</td> <td>髪の色/Hair _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血型/Type of blood _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 印章/Stamp </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 所持者の署名/Signature of holder </td> </tr> </table>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血型/Type of blood _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____															
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																	
血型/Type of blood _____																	
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																	
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																

第一追加議定書付属書Iに規定する文民保護の要員の身分証明書のひな型

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等

(エ) 交付及び管理

a 知事（危機管理局）又は警察本部長は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとされています。

(a) 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(b) 警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う警察の職員
- ・ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

b 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章の使用を許可するものとされています。

c 市長（事務局）は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続等に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付します。

※ 細部手続き等は、「境港市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領」による。

(a) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員

(b) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(c) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市長（特殊標章等の許可権者）は、武力攻撃事態等において、国際人道法に基づく標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。